

第十三編 俸給生活者

問題

概説

中等階級は從來學者によつて新舊に二大別せられてゐる、即ち舊中等階級とは小農商工業者其他所謂自由職業階級たる辯護士、醫者、僧侶等の如きを包含したる階級であり、新中等階級とは俸給生活者即ち官公吏會社員を含む階級である、本年鑑に於て記述するのは此後者であつて是れは前者の如く獨立して經濟社會に立つてゐるのではなく所謂勞働者と同様非獨立的地位に立つてゐるのである。

左に簡單に大正九年度に於ける俸給生活者狀態に就て概説するであらう、先づ第一に俸給生活者の組合運動に關しては、從來の俸給生活者組合なるものは主として會社銀行員等の如き實業界の俸給生活者を以て組織せられてゐる關係上不景氣來後には殆んど其存在をすら疑はれる様になり、會員の如きも只會員名簿上のみの會

員であつて事實上は殆んど十名足らずの有志の集まりに過ぎない組合になつてしまつたことは注意せねばならぬ、之に就いて所謂黃色組合とも稱すべき一種の組合がチヨイ／＼生れて來たのは又時世の變であらう。第二に注意しなければならぬのは教員並に官公吏の間に互助會、共濟組合等の如き一種の組合が本年度中に極めて顯著なる發達を爲したことである、而も斯る組合の目的とする處は只單に組合員の互助、共濟に在ることは云ふものでもない。第三に此等の組合以外に彼等教員並に官公吏の團體的運動が激増したこと殊に小學校教員の各地に組織せる教員組合の活動の著しかつたことは吾人の大いに意を強ふするものである。唯是れを勞働者の團體運動と比較する時には猶大なる相違なきことはない。即ち第一、方法に於て、勞働者の運動はストライキ、サボタージュの形を執る場合が多いが教員、官公吏の運動には斯る手段を執ることは殆んどなく「官吏としての體面を保つこと」「飽迄も教員と

しての態度を忘れざること」等を決議し總てか哀願的態度に出てゐること、第二其目的に關しても勞働者の運動には一定の理想があるけれども教員官吏の運動は殆んど全く増俸運動に限られてゐる等その差異の要點である。此の點に關して小學校教員は從來の増俸一點張の團體運動、り一步を進めて被選舉權要求の運動を起したことは注目し値する。

最後に警察官について見れば運動が遙かに一般官吏にすら遅れてゐる、之は言ふまでもなく彼等の地位かより以上「體面」を保つことを要するからであらう、而も生活の不安は人一倍に感じてゐるためでもあらうが、警視廳には巡查同盟なる秘密結社が生れ、各地に警官の犯罪者を出してゐる。若し夫れ海陸軍の在郷將校の間にもサラリエの悲哀を見ると云はうか。次に俸給生活者の生活狀態は三月末の不景氣を分岐點として前後二期に分かたれる。而して前期に於ては彼等の生活狀態

は大體昨年の通りであつたが之に反して不景氣來後の彼等の生活状態は全く其趣を異にして來たのである。之を詳言すれば前期に於ては一方會社銀行員等の如き實業界に於ける俸給生活者は物價の騰貴に相當する若しくは夫れ以上の給料を得てゐたのに、他方官公吏は豫算の關係其の他の原因に基き生活費の騰貴に相當する俸給を得ないために極度の生活難に苦しめられてゐたのであつたが、四月以後に至つては此状態が全然正反對に急變して仕舞つた、即ち會社員等は財界不況の爲め事業縮少、冗汰の名の下に盛んに減首減俸をせられて生活難を啣つ様になつたのに對し、他方官公吏等は物價の激落と七、八月頃より陸續として發布せられたる増俸令に浴して比較的生活の安寧を得る様になつて彼等の愁眉漸く開かんとするものがある。

第一 俸給生活者組合運動

俸給者組合 S・M・U

今春來の財界不況は單に筋肉勞働者の

みならず一般俸給生活者の地位をも不安ならしめて失業の事實は到る所に見らるゝに至つた、之が爲めに一般俸給生活者は現在の地位を離れないことに専心して好景氣時代の如き團體的運動を爲し得なかつた、S・M・U(九年版年鑑五一三頁)も亦此例に洩れず會員の結束が非常に緩んで來たようである、之が爲めに同組合に於ては消極的に組合員の結束を強固ならしめんが爲め消費組合を設け更に共濟、職業紹介等を行ふことにした。

十二月末の調査に據ると會員數六百二十名、職業別は會社員四百名、公吏六十名、官吏三十名、中等教員二十名、雜百十名、會員の地方別概數は東京五百八十名、大阪二十名、横濱十五名、其他五名であり同組合の姉妹團體又は提携團體は、S・M・U全國教員組合、S・M・U全國タマピスト組合、S・M・U全國通信行業員組合である。事務所は東京市神田區表猿樂町二〇俸給者組合 S・M・U 内。

中産階級團發會式

自由評論社長肥田理吉氏及猷文社齋藤嘲爾氏等が中心となり、中産階級團を組織し二月十五日午後一時より東京市芝公園三線亭に於て其發會式を舉行した、出席者は江原素六、加藤時次郎、上杉慎吉氏等約四十名、左の如き宣言及び綱領を滿場一致を以て可決した。

宣・言

本團は富豪の横暴を抑止し勞働者の暴力を警め飽逸も皇室中心主義に立脚して中産階級者の結束を強固にし以て健全なる社會政策を行ふものなり

綱・領

本團は左の綱領の實行を期す

- 一、中産階級者を基礎とする普通選舉の實行
- 二、勞働團體の善導
- 三、金權政治の打破
- 四、危険思想の撲滅及び頑迷思想の打破
- 五、中庸思想の傳
- 六、中産階級者の向上發展

尙同團は中産階級團といふものゝ主として一般俸給生活者の團體にして文筆生活者をも含めて組織せられたものである。

S・M・U 全國タイピスト組合

全國タイピスト組合の設立は本年三月の下旬であつて目的はタイピストの協力に依つて生活の改善を行つて行くに在る、役員は左の如し。

常任理事

杉原正夫、松田正勝、齋藤廣吉、衆樹安子、河西勝子、大脇白子、井口愛子、野呂久子、

以上の八名にして杉原正夫氏以外は全部會社員である。事業としては現今職業紹介、共済、消費組合、タイピスト、無料教授を行ひ、組合員は總數五百廿名にして東京市に三百六十名、横濱市に百六十名である。來春には大阪、神戸にも支部を設くる計畫である。尙同組合は言ふ迄もなく女子の組合員大多數であるが故に職業女子の團體運動として殊に注目し値する。左に設立當時に發表したる決議、協定事項並に組合定款を掲げる。

決議

- 一、タイピストは一日八時間の勤務に對し最低賃銀一ヶ月金五拾圓を求む
- 二、雇主は人の職業に對する因習的差別觀を

俸給生活者問題

一掃しタイピストに就ては官廳は速かに本官に當利會社は速かに正社員に其他は之に準ずる待遇向上の手續を採られんことを求む

三、右二項の決議に對して各雇主は向ふ三箇月以内に自己使用の各タイピストに對し採否の態度を明示されむことを求む

協定事項

吾等はツレード、ユニオズムを標榜する俸給生活者各組合との聯盟を期す

聯盟に關する協定は之を役員に一任す

大正九年三月廿七日 全國タイピスト組合

S・M・U 全國タイピスト組合定款

第一章 總則

- 第一條 本組合は全國タイピスト組合と稱す
 - 第二條 組合は組合員の雇傭條件の維持改善社會的地位の向上を圖り並に相互扶助を行ふを以て目的とす
 - 第三條 組合は全國に於けるタイピストを以て組織す
 - 第四條 組合は本部を東京市に支部を各地に置く
 - 第五條 組合は第二條の目的を達せんが爲に左記事業を行ふ
- 一、共 濟
 - 二、職業紹介
 - 三、出 版

四、其他職業上の利益、組合員の福利を増進すべき諸般の事業（事業細則は別に之を定む）

第六條 組合は大會の決議を経ざれば變更するを得ず

第二章 加入及脱退

第七條 組合員たらんとするものは左記各項を記入し加入金貳圓及び組合費一ヶ月分以上を添へ適宜の方法を以て申込むべし（但加入金は當分免除す）

- 一、住所 氏名 年齢
- 二、勤務先

第八條 組合は前條の申込に依り資格調査の上許否を決し承諾の上は組合員章を交付す

第九條 組合を脱退せんとするものは事由を明記し組合員章を添付して本部へ送付すべし

第十條 組合員としての義務を怠り組合協同の精神を紊りたる時は理事會の決議を経て除名することあるべし

第十一條 組合を脱退し若くは除名されたるものにして更に加入を希望せる時は理事會の決議を経て可否を定む

第三章 組合員の義務及權利

第十二條 組合員は組合費として毎月金參拾錢を前納すべし

但一旦約付せる組合費は之を返戻せず

第十三條 組合員は定款に従ひ役員の選舉及被選舉權を有す

第十四條 組合員は定款に従ひ組合の諸集會

に出席し發言及投票權を有す
第十五條 組合員に定款に基く諸般の利益を享受する權利を有す

第四章 機關

第十六條 組合本部に左記役員を置く

一、理事長一名 組合を代表し組合の事務を統轄す 理事長は理事の互選とす

二、副理事長二名 理事長に事故ある時は之を代理す 副理事長は理事の互選とす

三、理事若干名 理事長を補佐し組合の事務を分掌す 理事は大會に於て選舉す

四、評議員 若干名組合の諮問に應ず 評議員はタイピスト界に貢獻せる知名の士より理事會之を推薦す 但理事會に於て必要と認めたる時は其の限りにあらず

五、會計一名 本部會計を司る 會計は理事の互選とす

六、會計検査役二名 本部會計事務を監査保證す 會計検査役は大會に於て選舉す

第十七條 組合支部に左記役員を置く

一、支部長一名 支部を代表し其の事務を統轄す 支部長は其支部幹事の互選とす

二、幹事若干名 支部長を補佐して事務を分掌す 幹事は支部總會に於て選舉す

三、會計一名 支部會計を司る 支部會計は幹事の互選とす

四、會計検査役二名 支部會計事務を監査保證す 支部會計検査役は支部會に於て選舉す

第十八條 本支部役員は組合員中より選舉す

但必要ある時は其の限りにあらず

第十九條 本支部役員の任期は一ヶ年とす 但重任を妨けず

第二十條 組合員にして役員に選舉されたる時は之を拒む事を得ず 但止むを得ざる事由ありと認めたる時は本部は理事會支部は幹事會の決議を経て其辭任を承認する事あるべし

第二十一條 組合の會議は左の如し

一、大會 各支部總代員を以て組織し毎年七月に理事長之を召集し組合の重要事項を審議す

二、理事會 理事を以て組織し毎月一回以上理事長之を召集す

三、評議員會 評議員を以て組織し適宜之を開き組合の諮問に應ず

四、協議會 理事及支部幹事を以て組織し理事長必要に應じて之を召集す

五、支部會 其支部組合員を以て組織し毎年二回以上支部長之を召集して支部に關する重要事項を審議す

六、幹事會 其支部幹事を以て組織し毎月一回以上支部長之を召集す

第二十二條 臨時に大會若しくは支部會を開くべき場合左の如し

一、臨時大會に就ては(イ)理事長必要と認めたる時(ロ)組合員五分の一以上より會議の目的たる事項及其召集の理由を示して之か開催を求めたる時は理事長之を召集す

二、臨時支部會に就ては(イ)支部長必要と認めたる時(ロ)支部組合員四分の一以上より會議の目的たる事項及其召集の理由を示して之か開催を求めたる時は理事長之を召集す

三、臨時評議員會に就ては(イ)理事長必要と認めたる時(ロ)評議員五分の一以上より會議の目的たる事項及其召集の理由を示して之か開催を求めたる時は理事長之を召集す

四、臨時會計検査役に就ては(イ)理事長必要と認めたる時(ロ)會計検査役五分の一以上より會議の目的たる事項及其召集の理由を示して之か開催を求めたる時は理事長之を召集す

二、臨時支部會に就ては(イ)支部長必要と認めたる時(ロ)支部組合員四分の一以上より會議の目的たる事項 其の召集の理由を示して之か開催を求めたる時に支部長之を召集す

第二十三條 大會に列すべき總代員は組合員三十名に對する一名の割合を以て各支部に於て選出すべし

第二十四條 會議に於ける表決は出席組合員の過半数を以て定む賛否同數なる時は議長之を採決す

第五章 會計

第二十五條 支部は收入せる組合加入金の全部及組合加入金の全部及組合費中より三分の二を翌月十日迄に本部へ納付すべし

第二十六條 支部の會計は本部の監督を受く

第二十七條 支部事業費は本部より支出す

第二十八條 組合の會計は定時大會に於て決算書を示し大會の承認を経べきものとす

附則

第二十九條 支部の事務の事務細則は別に之を定む

大正九年三月

S・M・U 全國通信従業員組合

全國通信従業員組合の設立は本年四月

にして組合員は主として通信事務員(電報

打信者、郵便事務員)に依り成り立つてゐ

る目的は極端なる肉體的、物質的虐待より

の解放である、三名の發起人に依り作られ
現今の會員數三十六名、全部東京在住者の
み、世話人として五名選ばれ其内杉原正夫
氏のみを發表して他は發表せないことに
申合せがある、組合の規則は未だ作成せら
れず會費の如きも會合の都度十錢宛持寄
ることになつてゐる、要するに同組合は生
れて日尙淺く而も生れた時が財界不況の
始まりで非常な不幸な境遇を受けなければ
ならなかつたこと、其筋の猛烈なる壓
迫との爲めに未だ十分の發達をしてゐな
いようである。事務所は東京市神田區表猿
樂町二〇。

タイピスト同志俱樂部

タイピスト同志俱樂部は東京市京橋區
南傳馬町一丁目一番地のタイピスト養成
所出身の有志者發起となり、同養成所と提
携して本年九月に組織せる團體にして、同
志の相互扶助に依り地位の向上を期すこ
とを目的とするものである、事務所は東京
市京橋區南傳馬町一丁目一番地タイピス

ト養成所内に在る。

第二 會社員の失業

今春財界の好況が一轉して不況時代に
入り財界の不安恐慌が日に月に益深刻に
濃厚になるにつれ、不確實なる諸會社は勿
論從來健實なる事業を営みつゝあつた大
會社の如きに至るまで或ひは破産し或ひ
は甚だしき營業不振に陥り、我勞働界の上
には先づ第一に工場勞働者の解雇の事實
となつて現はれ、次いで夏頃よりは會社員
の減首となつて現はれて來たのである。従
つて本年度の會社員は本年度の一般勞働
者と同様激しき増給運動から、早替りして
事なかれ主義を執り、只管減首減俸のない
ことを祈る悲惨なる状態となつた。かくし
て本年度の會社員に就いて語ることは彼
等の減首事件に就いて語るところが殆んど
其の總てをななければならぬが各會社は減
首の事實並に其數を極く秘密に附するか
故に遺憾ながら此方面には何等據るべき
確實なる資材がないから、主として新聞紙

の報道する處に據つて其主なるものを書
くこととする。若し夫れかくの如き減首が
生んだ個人個人の身の上にかゝる悲劇に
至つては、新聞紙上に幾多の極端な例が示
され、之を讀む者をして涙なきを得ざらし
めたが茲にはその一々を紹介する餘裕を
有たない。

茂木合名會社 會社員減首の序幕は五
月破産の厄に遇つた茂木合名會社にして
横濱本店及び東京神戸等の各支店を合し
て六百餘名の社員を減首した。

三菱長崎造船所 三菱長崎造船所は財
界の變動と同業不振の爲め、六月下旬本店
に幹部會を開き技師以下六、七十名の高級
社員を減首した。

日本水力電氣會社 山本条三郎氏を社
長とし資本五千萬圓の日本水力電氣會社
は經濟界不振の影響を受け六月初旬工事
中止に決し土工夫全部を解雇せるが廿五
日の株主總會の結果、更に社員の大淘汰を
するに決し、福井支社及び大野出張所を通
じて土木技師、技手、社員等二百四十名中

百廿名雇員六十餘名に對し、廿九日午後淺野重役より解雇の宣告を與へ、涙金として一人半箇月分の給料を支給した。馘首社員中には福井縣廳を辭職して入社せる佐々木前福井縣理事官、山内前土木課長等がある。

三井物産株式會社 本支店を通じて三千餘名の社員を有する三井物産に於ては各會社に先じて社員の大淘汰を計畫し七月八日附を以て突如五百名の馘首を發表した。

三井鑛山株式會社 三井鑛山會社に於ては七、八兩日に亘つて百五十名を馘首した、牧田重役の談に依ると之は經濟的變動の爲めではなく、多年懸案となつてゐたものを此際具體化したまでだそうである。馘首者は老朽者が多いし加之手當として廿年勤續者には約百ヶ月、それ以上の者には百五十箇月を與へたと言つてゐる。

古河の經營會社 八月八日足尾銅山に於ける役員百餘名を馘首したのを一先づの打切りとして銅山、支店、出張所等を除

き東京に於ける鑛業、商事、合名の各本社を合して百三十名の社員を淘汰したと言はれてゐる。

久原商會株式會社 久原商會株式會社に於ては、事業の縮小を斷行せんとし先づ神戸支店員百三十名の約半数に對し、休職を命ずることとなり、九月三日正午佐藤支店長は休職を命ずべき社員を自宅に招致し夫々休職の辭令を交付した、彼等は今後六月間は現在支給されつゝある俸給手當並に社宅料を給せられ、爾後六ヶ月は俸給のみを給せられ然る後退職手當を給して馘首せられた。

山下の經營會社 山下龜三郎氏は山下合名山下鑛業を通じて約七百名の社員を十一月二十六日午前東京市日本橋區吳服町の本社樓上に集めて社員の大淘汰を宣言し翌二十七日課長以下社員百五十名の馘首を斷行した。

尙六月上旬に滿鐵に於ける大馘首が行はれたのであるが、是れは職工の數の方が遙かに多いので本年鑑の「失業問題」の項

に述べらるゝであらうから略す、その他各地の小會社小銀行で、馘首をやつた例は少くないか今一々枚舉に遑がない。

第三 教員

一 増給及被選舉權要求運動

大阪市小學校長會の増給要求決議

一月廿四日午前十時より大阪市北區盈進小學校にて開催された大阪市立小學校長會は最初校長會設立の經過報告並に規約案の説明をなし、夫より議事に入り結局校長會は成立し、次いで次の如き決議を通過せしめ實行委員を選んで實現する事となつた。

- 一、職員の慰勞金は本俸に臨時手當を加へたる月給の三十割を豫算に計上せられん事を要求する事
- 二、吾々職員に五十圓の上下に俸給の差額を附せらるゝ事は不都合なれば此際委員に於て當事者に相當の交渉を開始せられんことを希望す
- 三、慰勞金給與に關し支給したる場合に於て豫算に殘額あれば規定以上に支給する事而

して内規改正の際に但書を入れ特別功勞あるものには五十割まで増加する事を委員に附託し實行をなさしむ事

名古屋市小學校教員増

俸請願

名古屋市に於ける各教育關係者は小學校教員増俸の請願を爲す爲め準備をしてゐたが二月十三日、佐藤名古屋市長、野地教育課長、横川視學等を始めとして各小學校長及び教員九百餘名の連判をなしたる請願書を宮内省へ宛發送した。

東京府下私立中等學校

教育の教育費補助要求

運動

東京府下私立中等學校教員六百餘名を以て組織したる向上會は、一昨年創立當時俸給値上げの第一聲を擧げてから東京府は昨年の豫算に十萬圓を計上し、今年の七月から補給を受けたがこれだけでは満足せず、向上會幹事は十一月中旬官立私立中等學校教員の俸給額比較表入りの請願書を作成して市會議員に檄し、市參事會員を

歴訪して事情を訴へた、今茲に公立學校教員と私立學校教員との待遇上の相違を述べんに、公立の中學校、女學校、甲種實業學校は十三校生徒六千餘名なるに私立の夫れは六十九校三萬七千四百餘名で、全生徒の約八割六分を私立學校が教育してゐるのに拘らず、待遇は平均額で公立中學校が百十八圓、高等女學校が百三圓、私立の中學校が八十八圓、高等女學校が六十六圓といふ有様である、加之公立學校は年加俸があるからより以上の差額が生じて來る、東京市公立小學校本科正教員の平均額九十五圓に比べると私立中等教員は其待遇が遙かに劣るのである、然るに向上會が調査した生活費は男最低百二十圓二十錢、女教員九十九圓六錢といふ數字が出てゐる。尙十一月五日には全國中學校聯合會と向上會との委員が東京丸の内中央亭に會合して運動方針を相談した。

全國私立中等學校教員

の差別撤廢運動

私立中等學校教員の差別待遇撤廢は屢

問題となつてゐるが一月來神戸市私立日本精華高等女學校校長中川四一、香川縣善通寺實科高等女學校校長古市由藏、福岡縣筑紫高等女學校校長水月哲英氏等發起人となり、私立中學校教員の退隱料、遺族扶助料、年功加俸並に叙位叙勳の制を公立學校教員同様に制定せられんことを要求する運動をしてゐたが二月八日午後五時から東京市本郷眞砂町錦秋實科高等女學校に於て私立中等男女教員の會合を催し、此れを議題に上ぼし、貴衆兩院議長に請願することになつた。當夜は日本大學附屬中學の萩原太平治氏が座長に就き趣旨の貫徹を計る爲め先づ都下中等學校校長會及び高等女學校校長會の連絡を圖り、然る後之に委細を交渉することとなり、實行委員を指名し十五日神田の明治會館に於て全國私立男女中等教員大會を開くこととした。

かくして十五日夜神田明治會館に於て大會を催され、日本大學附屬中學の萩原太平治氏座長となり、九州高女校長の釜瀬新平氏の是迄の經過報告があり、次の如き意

味の決議文が朗讀せられた。「公私立中等教員差別的待遇を撤廢し私立中等教員にも年加俸遺族扶助料等を給すべき事を期し且本年政府の提案に係る本項の必成を期す」、出席者百名餘。

續いて國庫補助問題に關する請願を議會に提出すべく運動中の處、五月中旬東京に全國公私立中學校長會議の開催せられ、多數校長の上京するを機とし五月十九日午後五時より小石川區表町西川に於て其實行委員會を開き、數十名の校長を招待し實行委員會より今日迄の運動の經過を報告し、今後の運動方針に就き協議をした、即ち今後の方針としては全國に互る私立中等學校教員一千名の調印を終了したる請願書を臨時議會に提出すること、實行委員を選んて、貴衆兩院文部當局を歴訪し國庫補助私立中等教員優遇の申請をなすことを滿場一致で決議してゐる。

大阪府に於ける郡立中等教員俸給に對する府補助金増額運動

大阪府下の郡立中等學校教員俸給（以前の臨時手當）に對する府の補助金増額に關する運動が十月に入り又復起り十月六日には河南、河北及び三島の各女學校所在郡内選出府會議員數名府廳に會合協議し、上田内務部長に會見陳述する處かまつた。

抑々本問題は昨秋持上りしもので當事郡立中等教員の臨時手當も五割にして府當局者は郡に對し手當額の七割の補助金を交付すれば必ず五割の手當を支給すべしと命じたる處十一月に至り主務省より更に七割相當の手當を支給するに牒ありしも府は本年度豫算に依然手當五割に對する七割の補助金を計上せし爲め前府會豫算委員會に於て問題となり議員側より之を七割に對する補助に増額更正方を促した其時府當局者は九年度には政府に於て俸給令改正の議ありて手當以上の増給を見るやも知れないから今更正したる上再び追加計上するは煩瑣に堪へないから暫時の苦痛を忍び俸給令改正後に譲られたいと答へて豫算は其儘通過した従つて本年四月より府立各中等學校教員は年俸千二百圓以下の手當五割之に百二十圓加算、千二百圓以上の手當年俸三十分の十三に二百圓を加算支給するに至つたので郡にても郡立中等學校教員にも同様支給する事となつた然るに府の補助は依然手當額五割當時に於ける補助にして其後之が増加なく而も從來の臨時手當は全部本俸に繰入れ八月一日

より支給する事となつたから臨時手當七割に對する七割の補助として増額交付方を要求するにあるのである。

京都市小學校教員の被選舉權要求

二月十七日京都市日彰小學校に於て開かれたる京都市小學校々長幹事會は、全市内各聯合校長會より提出したる意見を一括して小學校教員に被選舉權を與へられんことを議會に請願、又は建議すべく決議した、同市教育家は其報を齎したるに市當局は是れを來る五月福岡市に開催せらるる全國市部小學校教員聯合大會に提案することにした。

京阪神小學校教員被選舉權要求の請願

京阪神三市小學校長會にては四月京都市に開催せる同會總會決議に基き愈々六月二十五、六日頃議長なる京都日彰小學校長田村作太郎氏より貴衆兩議院に小學教員の被選舉權要求の請願をなすべく二十

日までに三市教員三千名の調印を徴した。

山陰聯合教育會の被選

舉權獲得運動

九月上旬に開催せられたる山陰聯合教育大會は、萬場一致を以て左の如き二項を決議し、鳥取市教育會長木下義之氏の名を以て各地の教育會長宛に同意且つ協同運動を依頼した。

- 一、小學校教員に被選舉權を附與せられ度き事
- 二、小學校教員俸給を國庫支辨とせられ度き事

小學校教員の被選舉權問題

題第二帝國聯合教育會

議に上る

第二回帝國聯合教育會議は十月九日より三日間神田一ツ橋帝國教育會に於て開催せられ帝國教育會提出に係る昨秋決議せる帝國聯合教育會の三大主張の一つたる小學校教員に衆議院議員被選舉權を興ふる事に就いて實現せしむべき適當の方法如何等につき討議するところがあつた。

俸給生活者問題

二 教員會及教員共濟會

東京市小學校教員會

東京市小學校教員會創立總會は二月十五日午後一時半より慶應義塾講堂に於て開會、來會者一千五百名、杉浦本郷誠之小學校長座長席に着き君が代合唱勅語捧讀に次いで創立經過報告ありて議事に入つた、即ち同會の目的とするところは、相互の親睦、小學校教育の改良に在り。

- 一、教育社會に於ける公議の發表
- 二、會員の互助
- 三、教育俱樂部の設置
- 四、教育學術に關する研究調査
- 五、教育學術の研究の爲めに地方へ視察員を派遣する事
- 六、其他本會の目的を達する爲めに必要な一切の事項

尙次の五箇條の宣言を滿場一致を以て可決した。

- 一、宇内列國の趨勢に鑑み國民教育の尊重を圖る事
- 二、重厚堅實なる思想を養ひ浮華矯激の氣風を排する事
- 三、體育を奨勵し市民の心身を鍛練する事

- 四、自發自動の教育を重んじ市民活動の能率を増さしむる事
- 五、社會奉仕の念を昂め以て公共道德を進むる事

次で田尻市長、澁澤男、江原素六翁、高木男等の祝詞あり終つて松原氏の發聲にて兩陛下萬歳、教員會萬歳を三唱し五時閉會。

第二回東京市小學校教員會 六月十三日午後一時神田一ツ橋女子職業學校に開催。

中學校々長協會の設立

五月中旬の全國中學校長會議に於て中學校々長の校長協會が設立せられた、同協會の規約左の如し。

校長協會規約

第一章 目的

第一條 本協會は中學教育の改善進歩並に會員相互の和親を圖るを以て目的とす

第二章 名稱及所在地

第二條 本協會は中學校長協會と稱し本部を東京に置く

但し當分の内、假事務所を東京府立第一中學校内に置く

第三章 會員

第三條 本協會の會員たることを得るものは

現に中學校長たるもの若くは之に準ずべき
學校の校長たるもの又は其の職務を取扱ふ
者とす

第四條 入會若くは退會せんとするものは其
旨本協會に申出づべし

第四章 事業

第五條 本協會は第一章の目的を達せん爲左
の事業を行ふものとす

- 一、會報を發行すること
- 二、必要ありと認むるときは當局に建議し
又は意見を公表すること
- 三、會員の互助
- 四、教員の就職轉勤等の仲介すると
- 五、其他本協會の目的達成に必要な事業

第五章 役員

第六條 本協會に左の役員を置く

理事廿五名 會務を處理す
理事は總會に於て會員の中より之を選擧し
中十名を常務理事とし在東京若くは其附近
の會員中より之を選出し他の十五名は廣く
全國會員中より之を選出するものとす何れ
も任期滿一ケ年とす

書記若干名 庶務及會計のことに従ふ書記
は常務理事之を委嘱す

第七條 本協會は必要に應じて委員を依嘱す
ることあるべし

第六章 總會

第八條 本協會は毎年一回東京に於て總會を
開く

但し總會の會期及會場に於て便宜之を定む

尙理事に會て必要と認むるときは臨時總會
を開くことあるべし

第九條 總會の議長は其都度會員中より之を
互選す

第十條 總會の決議は出席者の過半数による

第七章 會計

第十一條 會費は一ケ年金參圓とし毎年五月
之を納入するものとす

第十二條 會計年度は毎年四月一日に始まり
翌年三月卅一日に終る

第十三條 決算は毎年四月三十日まで會員
に報告し尙總會に於て會員の承認を経るも
のとす

第八章 附則

第十四條 本規約は總會の決議を経るに非ざ
れば之を變更することを得ず

岡山縣教員共濟會組織

岡山縣教育會第三十五回總會第二日目
は五月廿三に開かれ、岡山縣教員共濟會組
織の件を議し、愈是を設立する事となり、
左の如き要領を發表した。

教員共濟會要領

- 一、組織 社團法人とし岡山縣内學校教員及
教育關係者を以て組織す
- 一、事業
- 一、死亡者弔慰
- 二、疾病災害慰籍

- 三、退職者慰籍
- 四、戰時事變應召慰籍
- 五、會員子女學資金務付
- 一、會費

會員は毎月金五十錢を二十箇年豫出すると

教員互助組合案成る

文部省にては教員の互助共濟制度に關し豫て
調査中であつたが八月上旬大體の成案を得た
るを以て大正十三年度豫算に之れが國庫補助百
五十六萬圓を計上する筈而して該組合は學校
職員互助組合と稱し全國の公私立中等學校職
員及小學校幼稚園の職員二十三萬人を一團と
し勅令に依り強制的に加入せしめ組合員より
俸給の百分の一を徴收し政府及府縣より各々
相當額を補助する計畫なるが現在全國の公私
立中學校高等女學校師範學校及中等實業學校
の教員は二萬七千二百五十八人書記八千二百
十一人にして大正十年度俸給推算額三千四百
十六萬圓小學校及幼稚園の職員約二十萬人俸
給推算額一億二千二百萬圓にして是れが百分
の一の掛金は約百五十六萬圓に上り國庫及府
縣の補助を合算するときは四百六十八萬圓の
巨額に達すべく互助の範圍は單に死亡退職疾
病を共濟するのみならず積極的に組合職員の子
弟の教育費に對しても組合より補助する方
針

右に關して八月十八日の東京朝日新聞
紙上に掲載せられたる南文部次官の談る

所左の如し。

學校職員の互助に關する制度に就ては本省に於ても既に其の實施の必要を認めて從來之に關し種々調査を重ねて居る次第である、近頃世間には往々此の互助制度の實施に要する經費が來年度の豫算に計上せらるゝが如くに傳ふる者があるが遺憾ながら未だ其れ迄には調査が進捗して居ない元來學校職員の内には中等學校職員小學學校職員等種々の區別があり是等のものは又各種の種階級に別たれ其の員數に至つても亦頗る多大の數に上つて居るのであるから是等の者に對する互助制度を立てるに付ては其の組織經費互助の種目等に關して多々研究を必要とする問題が残つて居て到底短日月の間に輕々に之を決定し難き事情ある而已ならず特に學校職員の互助制度に於ては從來組織せられた諸種の互助組合等に於けると異つて其最も重きを置くべき點は學校職員が自己の子女に教育するが爲めに要する經費を出來得る限り補足して之に依つて其の子女が各自の志望と才能とに應じ將來十分に其の地位を向上し得るの道を拓くことに在ると考へる此の子女教育費補足の制度に關しては從來殆ど研究せられなかつた所であり從て殊に慎重なる調査を必要とするのである就ては目下本省に於ては此の互助制度の實現の一日も早からんことを期して熱心に調査の歩を進めて居る次第である

茲賀教員會の設立

俸給生活者問題

因習に捕はれたる縣教育會より離れ眞

に意義ある團體を設立せんとして千三百餘の有志を集めた自治的團體茲賀縣教員會設立の運動は今夏以來進捗し十一月七日午前十時から膳所師範學校に創立委員五十餘名會合委員會を開き趣旨、宣言、會規草案の協議をした、初め草案には選舉被選舉權の獲得、教員優遇運動等を事業の一つとして加えたが舊道徳に囚はれた縣當局者等は之を非難してゐるので、わざ／＼

- 一、教育社會に於ける會議の發表
- 二、教育學術の研究調査
- 三、社會教化運動

等の事業を表面の會則に現はすに至つた、委員の談に依れば此運動が官憲、郡長等の壓迫を受けてゐるとのことである。

高等女學校長協會の設立

十一月月上旬大阪樟蔭高等女學校に開催の全國高等女學校々長會議に於て成立したる高等女學校長協會の規約左の如し。

高等女學校長協會規約

- 第一條 本會は高等女學校長協會と稱す
- 第二條 本會は女子教育の進歩を圖り會員相

五の和親を厚くするを以て目的とす

第三條 前條の目的を達せんために本會は左の事業をなす

一、高等女學校長協議會の開催

二、會報等の刊行

三、女學校教職員就職轉勤の仲介

四、其他必要な事項

第四條 本會は高等女學校及之に準ずべき女學校の學校長若くは其職務を取扱ふ者を以て組織す

第五條 本會に理事三十名を置く理事は會務を掌理す内十名を常務理事とす

理事は總會に於て公選す其の任期は次期の總會までとす必要に應じ臨時委員を置くことあるべし

第六條 本會本部、之を東京市に置く其他必要の場所に支部を置くことを得

支部に關する規約は支部に於て之を定む

第七條 本會會費は年額金一圓とし毎年五月之を納入するものとす協議會に關する費用

は其の都度之を徵集するものとす

第八條 本會員たる義務を怠りたるものは退會者と見做すことあるべし

第九條 本會會計年度は四月に始まり翌年三月に終る

第十條 本會は毎年一回總會を開く總會の議長は其の都度出席會員中より公選す

香川縣小學校教員互助會

香川県にては小學校教員優遇の目的にて松平伯より寄附ありたる十萬圓の使途につき郡市へ諮問中であつたが、愈々是れを基本として教員互助會を組織することに決し、十一月十五日縣廳に於て郡市視學及各郡市教員中より代表者二名宛を召集し協議會を開催した、其内容は學資貸與、罷災、死亡、退職慰勞金等に區別し、教員の勤續年限に依り一箇月及三箇月分の給料を給する方針である。

三 小學校教員手當増額 と其反對運動

財界不況の生んだ一つの悲劇として小學校教員の手當増額に對する反對運動が各地に起つた、今其主なるものに就いて語るであらう。

大阪府下の反對運動

イ 南河内郡

六月一日大阪府令第五十五號を以て府下小學校教員手當支給改正令發布せられ、從來の六割支給を七割乃至十一割、即ち平

均七割三分となす旨を發表した、右に關し府下南河内郡富田林町長杉田善作氏外南河内町村長四十六名は該法令は郡民の負擔を重くするものなりとの理由の下に施行不可能として十四日總會議を開き當局に其の撤廢方申請の決議を爲し、郡長武田實氏總代として十五日府に交渉せしめたるが爾來不得要領なるより遂に二十一日郡民總代四十七名大阪府に出頭、地松知事に事情陳述書を提出し全廢方を懇請した、此問題に對して地松知事は町村長の運動を不可とし之に耳を借さなかつた。

ロ 西成郡

府下西成郡の各町村長二十名は、六月二十二日午後三時郡役所に集合金森郡長に會見して現在小學校教員の臨時手當は豊崎町、粉濱村は各十割を中津、鷺洲兩町は五割を其他の十六ヶ町村は七割宛を給與し居れるが各町村にては其負擔に窮し町村長結束して教育費の國庫補助増額運動を續けつつある矢先殊に近來財界の不況にて一般町村民は少からず打撃を受け居る

のみならず各工場の閉鎖等にて諸稅收入に大減少を呈しつつあれば到底府令の如く七割乃至十一割に増額する事能はずと陳情書を提出し郡長より知事に傳達方を依頼した。

ハ 府下各町村長評議員會の反對運動

大阪府下の各町村長は小學校教育費國庫負擔増額の陳情をなす一面府令を以て發布されたる小學校教員臨時手當十割支給は堪へ難き處なれば、無期延期を知事に請願する事となり南河内、西成兩郡の如きは既に火蓋を切り再三知事に肉薄する處ありたるが更に六月三十日西成郡役所に於て府下各町村長大會を開き九名の實行委員を挙げ飽迄も貫徹を期すべく決し同委員は七月二日府廳に池松知事を訪ひたすも不在なりしより上田内務部長と會見交渉したるが同部長は十割支給は現狀より見て止むを得ざれば斷行すべしと言明した。

ニ 反對運動の鎮靜

大阪府知事の發したる小學校教員臨時

手当増給の府令に對する物議は前記の如くであるが之は對當局者の教育費國庫補助金額の援助聲明によりて一段落を告げ各郡にては夫々町村長會を開き代表者の報告を聴取して實施することとし、又反對運動の元なる南河内郡にても七月二十八日會合の結果餘儀なき支給と認むるに至り茲に全部解決せられた。

岐阜縣下の反對運動

岐阜縣にては縣費支辨吏員に對し七月四日より十割の臨時手当を支給することになつたが爲めに之れが均衡を保つべく小學校教員に對しても七割を十割に増額し去る四月に溯り支給すべく五月三十一日縣訓令を以て發布したるが各町村に於ては豫算漸次増加し、財源涸渴の折柄更に小學校教員に對し手当を増額するは甚だ苦痛なりとて反對するもの多く特に養老郡の如きは全部一致を以て反對することとなり七月七日代表者は縣廳に鹿子木知事を尋ね理由を陳述した、尙同問題に關する堀江同縣學務課長の談として七月九日

の大坂朝日新聞東海版に記載するところ左の如し。

縣下の正教員の平均額は去る二月現在に於て二十八圓八十錢餘にて近縣に比し中以下に在り、而して大切な子弟を託せる教員に對し優遇に反對し不平を抱かしむるは結果に於て反て面白からず、從來は七割なるを三割の臨時手当を増し十割とせしものなれば全體より見て極めて少額なり縣は増給に就ては極力徹底普級せしむる筈なり云々

尙前記の縣令は四月一日より實施すべきにも拘らず其後岐阜大垣市を始め、僅少部分の町村に於て實施せられたのみで其他大部分の町村にては小學校教員は多くは土地の有力者の子弟が従事し自宅より通勤し居りて生活費の如き他の官吏より僅少なること及町村の經費は年々膨脹し到底小學校教員のみを優遇することが困難なりとして引續き反對し十一月五日岐阜縣々會議事堂に於て開催せられたる同縣町村長會に「小學校教員十割手当支給は縣令の四月一日よりの實施は實行せず八月一日よりは改正俸給令に依ること」を提案し反對を續けてゐる。

愛媛縣下の反對運動

各小學校教員の臨時手当増額反對運動は愛媛縣下に於ても盛に行はれ、松山市に於ては六月十七日市會議員の召集をなし、協議會を開き増額反對に議決し、十三日には越智郡内町村長會合して同問題を議した。けれども縣當局者は縣下三千五百名の教員に對して三十萬圓の支出は此の際止むを得ないことだとして、増俸の方針を實行した。

長野縣下の反對運動

小學校教員の待遇に就て長野縣は最初二割に相當する増俸を行はしめ更に七割の臨時手当を支給すべく縣令を發し、各市町村共に之を實施した。處が近來物價は下落し來り殊に信州は蠶業の不振なる爲め急激の不景氣を招來し、納税の圓滑を缺く處より市町村當局は經濟上到底教員の優遇を許さずとて手当の減額を縣に迫りたるが、知事は時期尙早なりとて之を容れず、茲に於て町村長は密に檄を飛ばして縣命の指

定如何に拘らず自治の精神より町村自ら財政に顧みて減額するに決し、既に小學校長と町村長の間には五割支給と協定したる處もあり、此減額の協定は各所に行はれた。

四 公立學校職員年功加俸令

公立學校職員年功加俸令は十月二十七日勅令第五百十九號を以て左の通り公布せられた。

公立學校職員年功加俸令

第一條 師範學校並公立ノ中學校、高等女學校及實業學校ノ學校長、教諭、助教諭、舎監、訓導、保母及准訓導ニシテ五年以上勤

續スル者ニハ年功加俸ヲ給ス
前項各職間ノ轉職ハ之ヲ勤績ト看做ス學校ノ廢止又ハ學校編制ノ變更ニ因リ退職シタル者六十日以内ニ前項ニ規定スル職ニ就キタルトキ亦同シ

第一項ノ實業學校ニハ實業專門學校ヲ學校長ニハ師範校長ヲ包含セズ

第二條 北海道地方費及府縣ハ前條ノ年功加俸ニ充ツル爲公立學校職員年功加俸國庫補助法第二條ノ規定ニ依リ受クル交付金トナシ特別會計ヲ設置スヘシ
第四條 年功加俸ノ年額ハ別表ニ依ル
第五條 年功加俸ノ支給ニ關シテハ俸給支給ノ例ニ依ル
第六條 年功加俸ヲ受クル者懲戒處分ヲ受ケタルトキハ一定ノ期間年功加俸ノ一部又ハ全部ヲ停止スルコトヲ得
第七條 市町村立小學校ノ訓導又ハ准訓導第一條第一項ニ掲ゲタル職ニ轉シタル場合ニ於テハ其ノ市町村立小學校教員加俸令ニ依ル勤績年數ハ之ヲ第一條ニ規定スル勤績年數ニ通算ス小學校正教員又ハ准教員ノ資格ヲ有シ市制町村制ヲ施行セザル地方ノ小學校教育規定ニ依ル公立小學校ニ在職スル者

年功加俸國庫補助法第二條ノ規定ニ依リ受クル交付金及前條ノ規定ニ依ル支出金ヲ以テ公立學校職員年功加俸資金トナシ特別會計ヲ設置スヘシ
第四條 年功加俸ノ年額ハ別表ニ依ル
第五條 年功加俸ノ支給ニ關シテハ俸給支給ノ例ニ依ル
第六條 年功加俸ヲ受クル者懲戒處分ヲ受ケタルトキハ一定ノ期間年功加俸ノ一部又ハ全部ヲ停止スルコトヲ得
第七條 市町村立小學校ノ訓導又ハ准訓導第一條第一項ニ掲ゲタル職ニ轉シタル場合ニ於テハ其ノ市町村立小學校教員加俸令ニ依ル勤績年數ハ之ヲ第一條ニ規定スル勤績年數ニ通算ス小學校正教員又ハ准教員ノ資格ヲ有シ市制町村制ヲ施行セザル地方ノ小學校教育規定ニ依ル公立小學校ニ在職スル者

第一條第一項ニ掲グル職ニ轉シタル場合ニツキ亦同シ
前項ノ規定ノ適用ニ就キテハ學校ノ廢止又ハ學校編制ノ變更ニ因リ退職シタル者六十日以内ニ第一條第一項ニ掲グル職ニ就キタルトキハ之ヲ轉任ト看做ス
第八條 師範學校長ニシテ在官ノ儘第一條第一項ニ掲グル職ニ在ル者師範學校長勤績加俸令ニ依リ勤績加俸ヲ受クルトキハ本令ニ依ル年功加俸ハ之ヲ給セス本令ニ依リ現ニ受クル年功加俸ハ之ヲ停止ス
第九條 年功加俸ノ支給ニ關スル規程ハ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外地方長官之ヲ定ム
附則 本令ハ大正九年十月分ヨリ之ヲ適用ス
大正九年九月三十日現在ニ於テ勤績五年以上ニ達シタル者ハ本令ノ適用ニ付テハ同日ニ於テ勤績五年ニ達シタルモノト看做ス

勤績五年以上十年未滿	百八圓乃至百三十二圓	俸給月額八十圓未滿	學校長(判任官待遇の實業補習學校長に限る)訓導保母准訓導	俸給月額八十圓未滿
勤績十年以上十五年未滿	百五十六圓乃至百八十圓	六十圓乃至八十四圓	學校長(判任官待遇の實業補習學校長に限る)訓導保母准訓導	俸給月額八十圓未滿
勤績十五年以上	二百十六圓乃至二百七十六圓	九十六圓乃至百三十二圓	學校長(判任官待遇の實業補習學校長に限る)訓導保母准訓導	俸給月額八十圓未滿

第三條 北海道地方費及府縣ハ共立學校職員

五 小學教員收入狀態

京都市小學校教員の生

活費調査

京都市内各小學校にては中産階級が必然に要する日常生活費を確めんとする目的を以て一月中、市内各小學校教員千五百名に對し日常の諸費を基本として食料、被服、住宅、交際、教育等の各項目に分ち經費を計上せしめたるに一戸四口或ひは五口とし平均百二十二圓を示したるを以て、各校長は二月二日會議し、右標準額を各地の商業會議所及主なる團體に向つて宣傳した。

大阪府小學校教員増俸

大阪府にては文部省に對し小學校教員俸給改正の内意を伺ひ本省の意思が上下を通じて約十割増額なることを知りたるを以て二月上旬各市町村に宛來年度豫算編成に際して現俸給の十割を手當として組込み置く様通牒を發した。

愛知縣小學校教員俸給現狀

俸給生活者問題

教員俸給比較(月俸平均)

職別	八年四月末	九年四月末	増加率
小正	二九・七七五	三八・二八六	二・九
尋正	二四・〇六三	二九・九六五	二・八
專科	一六・三五四	二一・一八七	二・九
准教	一五・六六一	一九・九二七	二・七
代用	一二・六〇八	一六・〇一八	二・七
平均	二三・五二七	三〇・三一六	二・九

本科正教員月俸平均

市町村	月俸平均	臨時手当割合	學校百に對する本配當
名古屋	三九・一一七	七・一	九一・三八
豊橋	三三・三五七	七・〇	九〇・〇〇
岡崎	三九・四四三	七・〇	七四・四七
愛知	三二・四〇四	七・〇	六五・五六
東春	三四・五八七	七・〇	六八・七三
西春	三五・二一九	七・〇	七〇・七七
丹羽	三三・二三一	六・九	六七・一七
葉栗	三二・三七一	七・〇	七〇・〇〇
中島	三四・五七八	七・〇	七四・三二
海部	三二・九二六	六・九	七四・八七
知多	三六・七七四	七・〇	七二・六九
碧海	三四・八〇一	六・九	七一・五五
幡豆	三四・二〇七	六・九	六二・五九
額田	三三・三八八	七・〇	六七・一九
西加茂	三三・二七五	七・〇	六六・六七
東加茂	三四・一三五	七・〇	七六・一九
北設樂	三四・五三四	六・九	六四・二三
南設樂	三八・一六七	六・九	六九・四二

市町村	寶飯	渥美	八名
寶飯	三六・三九五	三五・八四六	三六・〇九二
渥美	六・九	六・八	六・九
八名	七四・二〇	七五・一四	七八・四〇

豊橋市小學校教員の本俸給と勤績年數

豊橋市役所學務課調査に係る四月三十日現在の小學校教員本俸給別及び勤績年數左の如し。

本俸給別	男	女	勤績年數
六十五圓	一	一	五年未滿
五十五圓	四	一	五年未滿
四十五圓	一	一	五年未滿
三十五圓	二七	一	五年未滿
二十八圓	六	四	五年未滿
二十三圓	二	六	五年未滿
十八圓	四	七	五年未滿
十六圓	七	七	五年未滿

十年以上	二〇	七	一	一
十五年未滿	四	四	一	一
二十年未滿	二	三	一	一
廿五年未滿	二	一	一	一
三十年未滿	二	一	一	一
合計	八九	三五	一〇	一四

大阪府下小學校教員に對する臨時手当支給狀態

大阪府學務課は内務、文部兩次官よりの通牒に基き昨年九月發布の府令第六十、六十一、六十二號、市町村立小學校、幼稚園其他各種學校職員に對する臨時手当支給規則を改正する計畫を立て、五月十七日各郡視學を招集して二月上旬各市町村に通牒したる十割手当の豫算組込みの實狀を調査したる處十割の臨時手当を支給してゐるのは大阪、堺及び東成、西成兩郡の一部で其他は大體に於て七割、泉南郡の如きは大部分五割より支給してゐなかつた。

愛知縣小學校々長俸給調
六月現在の愛知縣下小學校長俸給の最

高額及最低額を示せば左の如し。

名古屋	最高額	最低額
豊橋	九〇	六〇
岡崎	六五	四五
愛知	九〇	七〇
東春	七〇	四五
西春	七〇	四五
丹羽	六〇	四五
葉栗	五五	四五
中島	七〇	四五
海部	六五	三五
知多	一〇五	四五
碧海	七〇	四五
碧海	七〇	四五
幡豆	七五	二五
額田	六五	三五
西加茂	六五	三五
東加茂	七〇	三五
北加茂	五五	三〇
南樂	七〇	四〇
寶飯	七〇	四〇
湊美	七〇	四〇
八名	六〇	四〇

岡山縣小學校教員の收入調査

岡山縣に於ける小學校令施行規則改正に依る小學校教員の増俸實施前の教員待遇の現狀左の如し。

本部平均額	三二・三五
本科正教員	二一・一五
專科正教員	一八・八〇
准教員	一七・九二
代用教員	二七・八四
右平均額	二七・八四
市部平均額	三六・〇七
本科正教員	二八・〇九
專科正教員	二三・四五
代用教員	三四・八一
右平均額	三三・五五
郡部平均額	二一・三四
本科正教員	一八・八〇
專科正教員	一八・二九
代用教員	二八・三五
右平均額	二一・三四

以上の通りで本俸は總平均額二十八圓十三錢五厘である、此の上に臨時手当があるのであるが此の手當の狀況を見ると

本科正教員六割九步其他七割平均六割八步
 市部
 本科正教員六割八步其他七割平均六割九步
 郡市平均
 本科正教員六割九步其他七割平均六割九步
 即ち手當の平均額は六割九步である。

小學校教員増俸の省令

八月二十日の官報に掲載せられたる文部省令第十九號左の如し。

小學校令施行規則中左の通改正す

大正九年八月二十日

文部大臣 中橋徳五郎

第四百十八條 教員の月俸額は左表に依り之を定むべし

職名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級
本科正教員	百八十圓	百四十五圓	百二十圓	百圓	八十五圓	七十五圓	六十五圓	五十五圓	四十五圓
專科正教員	百二十圓	百圓	八十圓	七十圓	六十圓	五十圓	四十圓	三十圓	二十圓
准教員	六十圓	五十圓	四十圓	三十五圓	三十圓	二十五圓	二十圓	十五圓	十圓

第四百十九條 一級上俸を受け特に功勞ある者には本科正教員に在りては二百四十圓まで專科正教員に在りては百六十圓まで漸次増給することを得

附則

本令は大正九年八月分より之を適用す

〔参照〕 明治三十三年八月二十一日文部省令第十四號小學校令施行規則抄録第四百十八條教員の月俸額は左表に依り之を定むべし

職名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
本科正教員	百五十圓	八十圓	七十圓	六十圓	五十圓	四十圓	三十圓	二十五圓	二十圓	十七圓	十五圓	十三圓
專科正教員	六十圓	五十圓	四十圓	三十圓	二十五圓	二十圓	十七圓	十五圓	十三圓	十一圓	九圓	八圓
准教員	三十圓	二十五圓	二十圓	十六圓	十四圓	十二圓	十圓	九圓	八圓	七圓	六圓	五圓

第四百十九條 本科正教員にして一級上俸を受け特に功勞ある者には漸次百三十圓まで増すことを得

廣島縣小學校令施行規則中教員 俸給を以て左の通り改正した。
 月俸等級表の改正に伴ひ八月三十一日附 一、俸給は該改正の通り但し當分の内現に受

くる本俸及び臨時手当の合計額を俸給とす
 尙ほ本科正教員にして五十圓未満の者は八
 給下俸(五十圓)同女子及び尋常科男子本科
 正教員にして四十圓未満の者は九給下俸
 (四十圓)同女子及授業時数により俸給を定
 められざる縣下正教員にして三十圓未満は
 三十圓に又准教員二十五圓未満は二十五圓
 とす

二、増俸制限額を擴張し正教員は八十圓准教
 員は四十圓以下は期間を定めず増俸し得る
 事

三、旅費額を縣費支辦吏員に倣ひ又婦人の場
 合婦人手當移轉料及び家放移轉料を給す

四、代用教員の俸給額は從來五十圓に限られ
 たるを八十圓とし且つ死亡の場合俸給約三
 箇月分を支給

五、公立學校及び幼稚園職員俸給制限額を定
 め且つ休職者には三分の一の休職給を給す
 る事

右の改正の結果教員改正俸給額は現在
 に比し八割乃至十割の増加を示せるが今
 暫く當分給なるべく尙前任教員との均衡
 を失するの虞あるを以て状況を調査し一
 般的増俸の方法を講ずると。

小學校教員増俸令と大

阪市教員の實收入

小學校教員の増俸は愈々八月から實施

せらるゝことになり政府に於て施行規則
 を改正公布した事は既に記述した處であ
 るが、大阪市は全國に率先して小學校教員
 の優遇に努め本年度に入りて臨時手当を
 十割に増加支給したのである。今左に小學
 校教員増俸令と大阪市教員の實收入とを
 比較して見よう。

本科正教員	專科正教員
改正月俸	改正月俸
實收入	實收入
一級 上 一八〇〇円	一級 上 二〇〇〇円
一級 下 一六〇〇円	一級 下 一八〇〇円
二級 上 一四〇〇円	二級 上 一六〇〇円
二級 下 一二〇〇円	二級 下 一四〇〇円
三級 上 一三〇〇円	三級 上 一五〇〇円
三級 下 一一〇〇円	三級 下 一三〇〇円
四級 上 一〇〇〇円	四級 上 一二〇〇円
四級 下 九〇〇円	四級 下 一一〇〇円

愛知縣教員俸給令改正

本科正教員	專科正教員	准教員	代用教員	盲啞學校各 種學校長訓 導幼稚園長 保母
一級 上 一六八〇円	一級 上 一四〇〇円	一級 上 一三〇〇円	一級 上 一〇〇〇円	一級 上 一〇〇〇円
一級 下 一四八〇円	一級 下 一二〇〇円	一級 下 一一〇〇円	一級 下 九〇〇円	一級 下 九〇〇円
二級 上 一四〇〇円	二級 上 一二〇〇円	二級 上 一一〇〇円	二級 上 九〇〇円	二級 上 九〇〇円
二級 下 一二〇〇円	二級 下 一〇〇〇円	二級 下 九〇〇円	二級 下 七〇〇円	二級 下 七〇〇円
三級 上 一二〇〇円	三級 上 一〇〇〇円	三級 上 九〇〇円	三級 上 七〇〇円	三級 上 七〇〇円
三級 下 一〇〇〇円	三級 下 八〇〇円	三級 下 七〇〇円	三級 下 五〇〇円	三級 下 五〇〇円
四級 上 一〇〇〇円	四級 上 八〇〇円	四級 上 七〇〇円	四級 上 五〇〇円	四級 上 五〇〇円
四級 下 九〇〇円	四級 下 七〇〇円	四級 下 六〇〇円	四級 下 四〇〇円	四級 下 四〇〇円
五級 上 八〇〇円	五級 上 六〇〇円	五級 上 五〇〇円	五級 上 三〇〇円	五級 上 三〇〇円
五級 下 七〇〇円	五級 下 五〇〇円	五級 下 四〇〇円	五級 下 二〇〇円	五級 下 二〇〇円
六級 上 七〇〇円	六級 上 五〇〇円	六級 上 四〇〇円	六級 上 二〇〇円	六級 上 二〇〇円
六級 下 六〇〇円	六級 下 四〇〇円	六級 下 三〇〇円	六級 下 一〇〇円	六級 下 一〇〇円
七級 上 六〇〇円	七級 上 四〇〇円	七級 上 三〇〇円	七級 上 一〇〇円	七級 上 一〇〇円
七級 下 五〇〇円	七級 下 三〇〇円	七級 下 二〇〇円	七級 下 一〇〇円	七級 下 一〇〇円
八級 上 五〇〇円	八級 上 三〇〇円	八級 上 二〇〇円	八級 上 一〇〇円	八級 上 一〇〇円
八級 下 四〇〇円	八級 下 二〇〇円	八級 下 一〇〇円	八級 下 一〇〇円	八級 下 一〇〇円
九級 上 四〇〇円	九級 上 二〇〇円	九級 上 一〇〇円	九級 上 一〇〇円	九級 上 一〇〇円
九級 下 三〇〇円	九級 下 一〇〇円	九級 下 一〇〇円	九級 下 一〇〇円	九級 下 一〇〇円

和歌山縣小學校教員年功加俸給與

小學校教員年功加俸給與に關する勅令公布されるや同縣學務課は鋭意當該教員の調査をしてゐたが愈々終了し十月分の支給書類は各郡市長の許に發送せられ近く個人に對して夫々支給される事になつてゐる、新年功加俸制に基いて支給される額は五年以上の勤績者は年額二十四圓乃至六十圓以内で五年以上の勤績者は本科と専科の區別はあるが前記の支給額以外に更に年額十二圓乃至十八圓の増加加俸を支給される事になつてゐる而して其間に於て成績の如何により二十四圓以上六十圓以内の範圍で増給される事になつてゐるが其年の豫算の關係上人員が一定せぬ其支給を受くる人員は一千二百に達し國庫交付金及縣費支辨を合する支給額は六萬二千圓に上つてゐる、是等の支給別を示せば左記の如きものである。

本科正教員

五年勤績者に二十四圓を受くる者は百二十二人△二十四圓を三十六圓に増加された者は八十九人△三十六圓を四十八圓に増加された者は十三人△四十八圓を六十圓に増加されたの

は有田郡湯淺町男子高等小學校長佐々木章氏一人である△年功加俸を受けてから五年間勤績し増加々俸十二圓から十八圓に増加された者一名△新たに増加俸十八圓を支給された者は八十人

専科正教員

五年間勤績して新たに十二圓を支給された者は六人△増加々俸十二圓を支給された者は三名

准教員

五年間勤績して新たに十二圓を支給された者は二名△増加々俸十二圓を支給された者は七名

愛知縣下小學校教員俸給現狀

愛知縣は去る九月縣令百三十條を以て小學校教員俸給支給規則を改正し從來の俸給額に臨時手當を加へたる額を本俸となしたるも尙ほ其増俸率を國費支辨の官吏と同一たらしむべく努めたる結果各市町村とも漸時増俸を爲すに至つた、本年十一月一日現在に於ける各郡市の狀況は大要左の如し。

本科正教員の俸給平均額は市部にありては六十七圓四十四錢七厘にして岡崎市の六十八

圓十錢七厘を最高とし豊橋市の六十二圓六十四錢三厘を最低とす郡部にありては六十四圓五十八錢四厘にして知多郡の七十圓四十二錢七厘を最高とし南設樂郡、滌美郡之に次ぎ西春日井郡の六十圓四十錢七厘を最低とす而して郡市平均額は六十五圓三十二錢七厘

尋常科正教員の俸給平均額は市部にありては六十圓七十一錢七厘にして名古屋市の六十四圓十六錢二厘を最高とし豊橋市四十四圓五十三錢七厘を最低とす郡部にありては五十圓六十五錢六厘にして知多郡の五十六圓二十二錢一厘を最高とし西春日井郡の四十六圓七十一錢一厘を最低とす而して郡市平均額は五十二圓七十二錢七厘

専科正教員の俸給平均額は市部にありては五十三圓四十錢五厘にして名古屋市の五十五圓四十八錢三厘を最高とし豊橋市の二十八圓を最低に郡部にありては三十六圓八錢にして八名郡の四十圓十一錢一厘を最高とし北設樂郡の二十一圓七十一錢四厘を最低とす而して郡市平均額は三十七圓七十三錢二厘

准教員の俸給平均額は市部にありては四十二圓八十一錢にして名古屋市の四十五圓八十四錢六厘を最高とし豊橋市の三十七圓八十七錢五厘を最低とす郡部にありては三十四圓四十二錢四厘にして海部郡の三十九圓八十六錢四厘を最高とし東加茂郡の三十一圓二十一錢四厘を最低とす而して郡市平均額は三十四圓七十一錢三厘

代用教員の俸給平均額は市部四十二圓八十一

錢にして名古屋市の四十五圓八十四錢六厘を最高とし豊橋市の三十七圓八十七錢五厘を最低とし郡部においては二十七圓七十九錢二厘にして中島郡の三十一圓六十八錢八厘を最高とし西加茂郡の二十圓五十二錢六厘を最低とす而して郡市平均額は二十八圓十一錢三厘

俸給額最高最低

本正 俸給最高額は知多郡の百五十八圓名古屋岡崎兩市の百三十五圓にして寶飯郡の二十九圓を最低とす
尋正 は名古屋市の八十八圓を最高とし北設樂郡の二十四圓を最低とす
專正 名古屋市の百圓を最高とし南設樂郡の十六圓を最低とす
准教員 渥美郡の六十圓を最高とし知多郡の十八圓を最低とす
代用教員 名古屋市の六十圓を最高とし西加茂の十一圓を最低とす

九州各市小學校教員俸給

九州各市小學校教員俸給十一月上旬現在の月俸最高額及び平均額左の如し。

最高額	平均額
八幡 一二三	六五・五〇
大分 一二〇	五八・〇〇
大牟田 一一二	（男五六三） （女五五七）
福岡 一二〇	五八・五〇
門司 一三〇	六六・一七

熊本	一二五	六五・七五
長崎	一四五	六四・四〇
若松	一二〇	六二・七八
小倉	一一五	六八・四三
鹿兒島	一六八	六二・〇〇
佐世保	一一六	六一・二〇

六 中等教員收入状態

師範學校教員の俸給

九年度に於ける全國各府縣師範學校教員の平均給は（神奈川、兵庫、千葉を除き）本校教員六十四圓附屬訓導三十六圓九十九錢、手當は五割乃至七割である。

教員給	訓導給	手當
東京青山 七〇	四〇	五五圓以上
京都師範 六七	四〇	上五割
大阪大王 六〇	三〇	六〇上七割
長崎 六〇	三六	六〇下七割
新潟 七一	三七	未定
埼玉 六五	三六	未定
群馬 七三	四二	未定

茨城	五八・八	三七・二	六〇上五割
栃木	七〇	四〇	五五下七割
奈良	六一・六五	三五	奏任七割
三重	六一・六六	三五	奏任七割
愛媛	六六	四〇	奏任七割
静岡	六二	三五	奏任七割
山梨	五七	三七	奏任七割
滋賀	五六	三六	奏任七割
岐阜	六二	三七	奏任七割
長野	六七	五〇	奏任七割
宮城	六〇	三一	奏任七割
福島	六五	三八	奏任七割
岩手	六〇	三五	奏任七割
青森	六五	三五	奏任七割
山形	六〇	三六	奏任七割
秋田	七二	四三	奏任七割
福井	六一	三五	奏任七割
石川	六〇	四〇	奏任七割
富山	六三	三五	奏任七割
鳥取	六〇	四〇	奏任七割
島根	六〇	三七	奏任七割
岡山	六五	三六	奏任七割
広島	七〇	四〇	奏任七割

山口	六五	三五	五五上五割
和歌山	六六	三六	五五下七割
徳島	五八	三〇	未定
香川	六五	四〇	五五上五割
愛知	六五	四〇	五五下七割
高知	六五	三五	五五上五割
大分	六〇	三三	五三下七割
佐賀	六五	三五	六〇上五割
熊本	六八	三七	六〇下七割
宮崎	六二	三三	五五上五割
鹿兒島	六九・四	三四・二	五五下七割
沖繩	六七	三〇	五三下七割
福岡	六一	三四	六〇上五割
平均	六四・〇五	三六・九	五三下七割

大阪府下中等學校教員増俸

四月末現在大阪府下の中等教員の待遇は、東京、京都に比して低いのみではなく、遙かに生活程度の低き群馬縣、秋田縣等にも劣る額を支給し、全國平均で六十四圓五十一錢を支給してゐるにも拘らず、全國で

俸給生活者問題

最も生活程度の高い大阪に於ては、平均六十三圓を支給してゐるに過ぎなかつたので府下中等教員の不平が甚だしかつた、之が爲めに府當局に於ては平均給料を七十二圓とし、之に五割の臨時手当及び住宅料を支給し、平均月收入百二十八圓となすことに決定し五月其旨を發表した。

東京府立中等學校教職員等の増俸

五月東京府參事會は府直轄中等學校教職員、雇員、傭夫等に對し四月一日に溯り増給するの案を可決した、其豫算次の如し

職名	人数	俸給	臨時手当
奏任待遇	四人	一四、〇〇〇	六三、八元
判任	四〇	三八、四九三	二九、〇四
雇員	一三	三、一七四	二、九三
専任囑託	六	三、三三四	三、三七八
傭人	一七	三、六三三	三、五〇

兵庫縣立中等學校教員増俸

縣立中等學校教員増俸問題に關し五月下旬の縣參事會に於て、本俸平均七十八圓に増額（從來平均六十三圓より十五圓増

俸）を決し十五圓の増俸中十二圓を實際増俸に充て残り三圓は之を保留し置きて市部教員に住宅料名義にて加俸し、或ひは成績優良教員の特別増給に振り向くなど知るの自由處分に任す事に決し、十二圓増俸は六月分より支給することとなつた、而して此増俸に浴したるは最高者十八圓、最低者五圓人員總計四百人である。

中等教員の俸給と實収入

教員俸給令の改正（八月廿六日）前に於ける全國中等教員月收平均左の如し。

地方	教員俸給	實収入
北海道	七八・〇〇	一一七・〇〇
群馬	七三・〇〇	一〇九・五〇
秋田	七二・〇〇	一〇八・〇〇
東京	七一・〇〇	一一六・五〇
新潟	七〇・〇〇	一〇五・〇〇
栃木	七〇・〇〇	一〇五・〇〇
廣島	七〇・〇〇	一〇五・〇〇
沖繩	七〇・〇〇	一一五・〇〇
鹿兒島	六九・三〇	一〇三・四五
大分	六八・〇〇	一一二・〇〇
熊本	六八・〇〇	一一二・〇〇
愛知	六八・〇〇	一〇二・〇〇
長野	六七・〇〇	一〇〇・五〇

茨城は十八圓八十錢平均にて年千二百圓以上	宮城	石川	山梨	鳥取	千葉	福岡	福岡	静岡	三重	高知	兵庫	大阪	愛媛	佐賀	香川	岡山	青森	福島	滋賀	奈良	埼玉	神奈川	京都	和歌山	宮崎	長崎	山口	富山
	五七・〇〇	六〇・〇〇	六〇・〇〇	六〇・〇〇	六一・〇〇	六一・〇〇	六一・〇〇	六二・〇〇	六二・〇〇	六三・〇〇	六三・〇〇	六三・〇〇	六五・〇〇	六五・〇〇	六五・〇〇	六五・〇〇	六五・〇〇	六五・〇〇	六五・〇〇	六五・〇〇	六五・〇〇	六五・〇〇	六六・〇〇	六六・〇〇	六六・〇〇	六七・〇〇	六七・〇〇	六七・〇〇
	六〇圓以上	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	九三・〇〇	一〇三・〇〇	九四・五〇	九四・五〇	一〇四・五〇	九七・五〇	一〇七・五〇	九七・五〇	九七・五〇	九七・五〇	九七・五〇	九七・五〇	一〇七・五〇	一〇七・五〇	一〇七・五〇	一〇七・五〇	不明	九九・〇〇	九九・〇〇	一〇〇・五〇	一〇〇・五〇

は年二百圓及び俸給の三十分の十三、同以下百二十圓及び五割

中等教員増給

八月廿六日勅令第三百二十六號を以て公布せられたる公立學校職員俸給令の改正により中等教員が從來に比し幾何の増給になつてゐるかを調べ左に表示して參考に供しよう。

一級	二、〇〇〇円	三、一〇〇円
二級	一、八〇〇円	三、〇〇〇円
三級	一、六〇〇円	二、九〇〇円
四級	一、五〇〇円	二、八〇〇円
五級	一、四〇〇円	二、七〇〇円
六級	一、三〇〇円	二、六〇〇円
七級	一、二〇〇円	二、五〇〇円
八級	一、一〇〇円	二、四〇〇円
九級	一、〇〇〇円	二、三〇〇円
十級	九〇〇円	二、二〇〇円
十一級	八〇〇円	二、一〇〇円
十二級	七〇〇円	二、〇〇〇円
十三級	六〇〇円	一、九〇〇円
十四級	五〇〇円	一、八〇〇円
十五級	四〇〇円	一、七〇〇円
十六級	三〇〇円	一、六〇〇円
十七級	二〇〇円	一、五〇〇円
十八級	一〇〇円	一、四〇〇円
十九級	〇円	一、三〇〇円
二十級	〇円	一、二〇〇円
二十級	六〇〇円	一、一〇〇円

學校長年俸

舊

新

判任教諭月俸

舊

新

にして學校長は平均八割五分の増俸奏任教諭及び判任教諭は共に七割三分の増俸となり、而して判任教諭俸は普通文官俸と相等しきが其の一級俸は十一割三分と云

二級	一、六〇〇円	二、八〇〇円
三級	一、五〇〇円	二、六〇〇円
四級	一、四〇〇円	二、四〇〇円
五級	一、三〇〇円	二、二〇〇円
六級	一、二〇〇円	二、〇〇〇円
七級	一、一〇〇円	一、八〇〇円
八級	一、〇〇〇円	一、六〇〇円
九級	九〇〇円	一、四〇〇円
十級	八〇〇円	一、二〇〇円
十一級	七〇〇円	一、〇〇〇円
十二級	六〇〇円	九〇〇円
十三級	五〇〇円	八〇〇円
十四級	四〇〇円	七〇〇円
十五級	三〇〇円	六〇〇円
十六級	二〇〇円	五〇〇円
十七級	一〇〇円	四〇〇円
十八級	〇円	三〇〇円
十九級	〇円	二〇〇円
二十級	〇円	一〇〇円
二十級	七五〇円	一、六〇〇円
二十級	七〇〇円	一、五〇〇円
二十級	六五〇円	一、四〇〇円
二十級	六〇〇円	一、三〇〇円
二十級	五五〇円	一、二〇〇円
二十級	五〇〇円	一、一〇〇円
二十級	四五〇円	一、〇〇〇円
二十級	四〇〇円	九〇〇円
二十級	三五〇円	八〇〇円
二十級	三〇〇円	七〇〇円
二十級	二五〇円	六〇〇円

ふ圖抜けたる増俸なるが一體に下に並くして上に厚しとの非難がある。

師範學校長勤續加俸令

師範學校長勤續加俸令は十月二十七日勅令第五百二十號を以て左の通り公布せられた。

師範學校長勤續加俸令

- 第一條 師範學校長ニシテ五年以上勤續スル者ニハ勤續加俸ヲ給スルコトヲ得
- 第二條 勤續加俸ノ年額ハ別表ニ依ル
- 第三條 勤續加俸ノ支給ニ關シテハ俸給支給ノ例ニ依ル
- 第三條 勤續加俸ヲ受クル者懲戒處分ヲ受ケタルトキハ一定ノ期間勤續加俸ノ全部又ハ一部ヲ停止スルコトヲ得

附則

本令ハ大正九年十月分ヨリ之ヲ適用ス大正九年九月三十日現在ニ於テ勤續五年以上ニ達シタル者ハ本令ノ適用ニ付テハ同日ニ於テ勤續五年ニ達シタルモノト看做ス

勤續年數 勤續加俸年額

五年以上十年未満 百八圓乃至百三十二圓
 十年以上十五年未満 百五十六圓乃至百八十圓
 十五年以上 二百十六圓乃至二百七十六圓

七 雜

俸給生活者問題

京都府小學校教員數

京都府學務課の調査に據り府下の小學校教員數を本年九月一日現在と昨年同期とに就いて比較すれば左の如し。

年	本科正教員	專科正教員	准教員	代用教員
九年	三、三〇	一六〇	三三	二四七
八年	三、〇五	一四七	三三	二四四
増減△	二五	一三	△二	△三

右の表に依つて知る、昨年は實業界の好調に連れて轉職者を續出し、異動頻繁を極め、教員拂底を來たし従つて代用教員を以て補充せなければならなかつたのが最近實業界の反動來の聲と共に漸次教員も充實し來たつたことを、而して其充實歩合の如きも昨年の八七・八七パーセントに對し本年は九三・一二パーセントになつた。

教員互助保險建議案

十月十一日第二回帝國聯合教育會々議の三日日は帝國教育會に於て開會、教員互助保險建議案の調査報告あり一二三質問應答の後討論に入り一箇年延期に決した、同議案左の如し。

教員相互保險案

國費補助の下に公立諸學校(中等學校小學校)教員の相互保險法を制定せられん事を其筋に建議せんとする要領

政府補助の下に小學校教員の相互保險法を制定し文部大臣の官房若しくは普通學務局にて保險課を設けて之を取扱ふ事

一 要領

- 一、小學校正教員は必ず之に加入せしむる事
- 二、保險金額を五千圓とし左記の場合に之を支給する事
 - イ、在職滿四十年に達せる時(休職年數を加へ)
 - ロ、前項年限内と雖も死亡せる時
 - 三、在職滿十年以上の者には左記の場合に限り保險金の一部(在職年數一箇年を百圓とし其在職年數に該當せる金額以内)を支給し得る事
 - イ、肺患其他之に準ずべき疾病に罹りたる時
 - ロ、自己の意に非ずして退職を命ぜられたる時
 - 四、左記の場合に限り保險金の一部を低利貸出す事を得
 - イ、子女中等程度以上の教育を受けしむるために要する教育費の一部
 - ロ、災害水害等不時の變事に遭遇せる時
 - 五、中途の轉退職に際しては左記の如く取扱ふ
 - イ、本人の掛金に一定の利子を加へて還附

する事

ロ、二十年以上の勤績者にして爾後の掛金全部を引續き本人に於て負擔するものは死亡若くは掛始より滿四十年に達する時を以て五千圓を支給する事

二 掛金の方法

- 一、掛金の年額を百八圓と定むる事
- 二、掛金は政府及本人所屬の市町村補助の下に一定の割合に依り支拂ふ事(以下略)

文部省の教員就職紹介

文部省に於ては學校教員の就職紹介事業を開始する爲左記規定を設けて文部時報に紹介欄を設くる事となれり。

第一條 學校教員を招聘し推薦し若は希望するものは本規程に基き其旨を文部時報に廣告することを得前項廣告を爲し得るもの左の如し

- 一、教員招聘 官立公立私立學校並地方公共團體
- 二、教員推薦 官立公立私立學校並其職員教育事務に従事の官公吏、學界に相當の地位を有する者
- 三、教員希望 教員の免許狀を有する者、明治卅三年文部省令第十五號第一條の二及第二條該當者公立私立實業學校教員資格に關する規程第一條該當者、教員檢定に關する規程第七條該當者

第二條 廣告を爲さんとする者は廣告案を添へ文部省内文部時報編纂委員に宛申込むべし

廣告申込書には申込者署名捺印するを要す學校教員を希望する者の廣告は其の申込書に第三條第三號(二)(三)(四)の各項に就き第一條に依り教員推薦の廣告を爲すことを得る資格あるもの、證明書を添付するにあらずれば登載せず

廣告案は一行廿七字詰の半紙版罫紙に楷書を以て記載するを要す

前項廣告案は其全文を文部時報に掲載するものとす但編纂上の都合に依り掲載を見合せ又は改竄して掲載するとあるべし

第三條 廣告案に記載すべき要項左の如し

- 一、學校教員を招聘するものの廣告(一)招聘せんとする學校並其所在地(二)招聘せんとする教員の資格體性、年齢(三)招聘せんとする教員の擔任學科目並每週教授時數(四)其他被招聘者に對する希望條件(五)豫定の待遇(イ)奏任、判任の別並學校に於ける他位(ロ)俸給手當其他の給與(六)交渉の任に當る者の官職氏名
- 二、學校教員を推薦する者の廣告案(一)教員となる者の氏名(匿名となすことを得)
- (二)同上資格、體性、年齢、健康狀態、教員に經驗の有無(三)同上擔任し得る學科目並每週教授時數(四)同上希望する地位並收入(五)同上希望する學校の種類並所在地域(六)同上前二項以外の希望條件

(七)推薦者の官職氏名並住所

三、學校教員を希望する者の廣告案(一)氏名並住所(郵便に依る交渉に支障なき方法を講ずれば匿名となすことを得)(二)資格、體性、年齢、健康狀態、教員に經驗の有無(三)擔任し得る學科目並每週教授時數(四)自己の學力並信用を證明すべき

一二の事項(五)希望する地位並收入(六)希望する學校の種類並所在地域(七)其他の希望條件

第四條 本規程に依る廣告に基き教員を招聘し又は聘用に應ぜんとする者は招聘の交渉擔任者、推薦者希望者に直接交渉すべし

第五條 本規程に依り文部時報に換載したる廣告の内容に對しては文都省に於て其責に任せず

帝國教育會の中學教員紹介

帝國教育會は各中等學校長の獎に従つて三月以來中等教員の紹介をしてゐる三月以來十月までの成績は需要學校四十五校、就職申込二十名、而も就職したる者十名に過ぎない。

第四 官公吏

一 増俸運動

文官恩給生活者の増給運動

恩給制度は繼續年限滿十五年を以て其有資格者の列に入り、其後の繼續年數に據つて累加算方法はあるけれども、家族の多い而も他の職に堪へぬ恩給生活者殊に文官の夫れに至つては全く其生活は悲惨なるものがある、此理由より東京の文官恩給及遺族扶助料享受者二百五十八名が結束して増給の運動をなすこととなつたのは、昨年七月のことであつたが本年二月に入り代表者たる元郡長目下澁谷町下澁谷の大野薫氏等九名は衆議院議長大岡育造氏の手許に増額に關する請願書を提出した。越えて六月廿日東京青山梅窓院に於て第三回の恩給増額要求大會を開催した、出席者は前の勅任官電務局長吉田正秀氏を初め約八十名、是迄の運動の経過報告、此後の方針等を議した。委員の談として當時の新聞紙上に掲げられたものを左に示そう。

「今度歐米各國の文官恩給令を調べて見たが、基本支給額は大差ないが、増加率が著しく違ふ、即ち日本では在職一年を加ふる毎に二百四十分の一に過ぎないが英、佛獨は六十分の一、伊は四十分の一で日本の四倍である、而かも是は古い法律で最近には何れも改正された英國などは、著しく多くなつたといふ談である、現在全國で文官恩給金令の恩典に浴する者二十九萬人、一家五口と見て百五十萬の人間が糊口に窮してゐる譯であるから大問題である、政府にも計畫があるやうだが、現在の状態では豫算の支出が増加し財政困難の結果お流れになりはしないかと云ふ懸念がある、今日は主には是迄の運動の経過報告、經費分擔及今後の運方動法に就て協議したが、貴族院には既に請願書を提出して置いたから衆議院の成立を待つて同じく請願書を出し、更に貴衆兩院の各議員へ陳情に廻ることになつた。現職官吏が七割五分の増額を受けてゐる今日我々許りが元通りであるのは何う考へても不公平である」

京都市吏員俸給値上げ運動

物價騰貴の爲め極度に窮迫せる自分等吏員の生活を救はんが爲め京都市吏員は

二月中三十名の代表者を選び俸給引上げに對する運動を開始した、二月廿三日代表者約三十名は市役所電氣課に集合協議の上安藤市長に對し増俸陳情書を提出する事に決定し各課より一名宛の實行委員を擧げ廿四日課長級を除くの外各課全員の調印を了し直に安藤市長並に紫田市會議長の手許に陳情書を提出した。

海軍省雇員の増俸運動

議會の解散か官吏の増俸を無にした結果海軍省の判任官、雇員等の組織する正拳會の會員十七名は遂に三月十日夜芝琴平町の柳橋庵に會合し、會員の結束を固むると同時に曩に提出中の優遇策の貫徹をはかることを申合せた、優遇策左の如し。

- 一、來年度より手當を十五割と爲す事
- 二、今迄の困窮を救ふ爲年度未だに於て臨時手当二箇月分を給する事
- 三、雇員の昇給率を少くとも年四圓以上と爲す事

陸軍參謀本部陸地測量

部員待遇改善要求

四月八日陸軍參謀本部屋地測量部員五百餘名は結束して待遇改善地位向上の運動を起した、初め地形科の判任官百七十餘名が二月二十八日連署して同部長松村清吉少將に窮狀を訴へた處同少將は陸軍規定にある徒黨に類する疑ありとて遂に其要求を拒絶したのに端を發し、次で同部の製圖科三角科員三百五十名も亦之に應じ三月八日連署して部長に陳情之も亦部長に誠意なしとして茲に兩者は相合して公然の運動をするに至つた、要求は主として増俸、旅費増額等である。

專賣局判任官の増俸運動

上述の如く官吏の増給運動は議會前に盛大となつてゐたが議會の解散の爲めに待ち設けられた増俸もお流れとなり更に年度替りには何等かの形式で優遇の途が講せらるゝであらうとの期待も外づれたので各官廳に於ては、下級官吏の増俸運動が愈盛となつて來た。左に掲ぐる專賣局判任官の増俸運動はそのテイビイカルなのであらう。

a 淺草專賣支局の運動

淺草支局に於ては三月三十日正午事業、鑑定、製造、庶務の各課主任が食堂に集まり同局二百名の判任官のため密議を凝らし其結果連判状を作つて各課判任官の調印を求めることとし同時に左記三項の規約を申合せた。

- 一、各課各係より委員一名宛を選任する事、萬一犠牲者出でたる場合は其者の生活を保障する事
- 二、待遇改善の陳情方法は委員一任の事
- 三、飽くまで官吏たるの體面を保持し穩健着實を以て當る事

斯くして事業課に屬する五十名の判任官全部發起人となり直に記名調印し其他の課も亦四月二日迄に全部調印し更に同支局管下の横濱出張所を始め、千葉縣下の船橋、佐原、野田、岩井等の各出張所に飛檄した。

b 專賣局本局の運動

東京市淺草專賣支局に於ける判任官以下の増俸運動の火の手は終に麹町區大手町なる本局に移り總務課、監査課、計理課

事業部、製造部の判任官は二日正午食堂に集まり種々協議する所あり結局各課より實行委員十數名を擧げて左の事項を決議した。

- 一、淺草支局の運動に對しては極力應援すること
- 二、即時芝、淀橋兩支局と連絡を採り更に水戸、宇都宮、仙臺其他の各地方における支局二十一個所に檄を飛ばすと

斯くて實行委員の一部は淀橋並に芝支局側と種々相談する所あり一方の委員は五日聯合協議會を開き具體的實行方法につき協議することに決して夕刻散會した。

かく四月五日午後一時各課代表者は食堂に集合し具體的運動に就き協議し左記六項の中合せを決議した。

- 一、生活の安定を圖る爲め待遇の改善方を嘆願する事
- 二、右の目的を達成する爲め實行委員を選任する事
- 三、官吏の體面を保持し着實なる方法に依る事
- 四、萬一犠牲者出でたる場合は其ものの生活を保障する事
- 五、在京三支局(淀橋、淺草、芝)との連絡を取り飽迄目的の貫徹を圖る事
- 六、實行の手段方法等は一切委員に一任する

事

かくして各課に回附して百八十餘名の連署連判を得た、而して遂に同月八日其連判狀を添へ大藏大臣に左の如き五ヶ條の要求を提出した。

- 一、判任官以下の本俸に對し二十割を加給せられたきこと
- 二、大都市在勤者には月額十圓以上の住宅補助料を給せられたきこと
- 三、昇給停年を短縮せられたきこと
- 四、雇員の昇給額は一回三圓以上とせられたきこと
- 五、旅費額を増加せられたきこと

c 大阪專賣支局の運動

大阪專賣支局判任官は大阪稅務監督局の判任官等と相計りて増俸運動をなすつゝあつたが、四月上旬遂に東京の本局を初め淺草、芝、淀橋等の支局の増俸運動が起るに及び此等と相通じて運動することゝなり四月十三日午後四時より局内に第一回判任官會議を開催し、更に第二回の判任官會議を十四日朝再開し左の如き理由の下に同局約百二十名の判任官が全部結束して立つことに決定し直ちに庶務、事業、

鑑定、製造の四課より二名宛の實行委員を選出し委員に於て先づ陳情書を起草して判任官全部記名調印の上十六日大臣に提出するに至つた。該俸運動の理由は、

- 一、本年四月一日より從來の五割乃至七割の臨時手當以外に多少の増俸あるべしと豫期し居たるに議會解散の爲一縷の望みも斷たれたるのみか前年度の臨時手當に代るべきものとして新聞に發表せられたる五割の臨時手當及十圓の家賃手當等の如きも末だ公式の發表なく臨時議會に提出せらるべき豫算が無事通過するも前年度より何等増俸の見込なき事
- 二、大阪に於ける俸給生活者の窮狀は他都市に比して甚だしき事
- 三、局員の轉職退職者續出しこれが缺員を補充し得ざるに局員の缺勤遲參、早退者多き爲出勤局員の負擔非常に増加せる事

東京稅務吏員の増俸運動

東京稅務監督局管下の東京市内名稅務署員は徹底的の増額を要求すべく運動を起し、三月中旬より協議を重ね四月九日に

は庶務並に直稅間稅各課長を代表者と定め種々運動方針、協議した、其の要求條項は年俸最低六百圓、平均千二百圓とし大都市には此他に住宅料を支給する事を主とし數百名連署の上大藏大臣に嘆願することゝなり。一方大阪稅務監督局管下の各署をも糾合すべく四月廿六、七の兩日其趣意書を大阪市内東西南北稅務署並に玉造署に送附し同一行動參加を慫慂するに至つた。

二 増俸

東京市吏員増俸

東京市の市長市參與助役以下市吏員俸給令改正に關する件は四月七日の市參事會に於て特別委員會の報告通り原案を可決した、今左に其全文を掲げよう。

市長、有給市參與助役收入役副收入役給料額中左の通り改正す

市	長	改正 給料 科	現行 給料 料
市	長	一萬五千圓乃至三萬圓	八千圓乃至一萬五千圓
有給市參與助役		五千圓乃至一萬五千圓	三千圓乃至七千圓

収入役 三千圓乃至七千圓
 副収入役 千五百圓乃至五千圓

有給吏員種別及給料額規程中左の通り改正す
 第一條第二號中主事補を削り第二號中調藥員の次に左の如く加ふ
 「水道検査員別表を左の如く改む」

職名	年俸者									
	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
局長 改正俸給	一五,〇〇〇	一三,〇〇〇	一〇,〇〇〇	八,〇〇〇	六,〇〇〇	五,〇〇〇	四,〇〇〇	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇
局長 現行俸給	一〇,〇〇〇	八,〇〇〇	六,〇〇〇	五,〇〇〇	四,〇〇〇	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	〇	〇
理事 改正俸給	一〇,〇〇〇	八,〇〇〇	六,〇〇〇	五,〇〇〇	四,〇〇〇	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	〇	〇
理事 現行俸給	七,〇〇〇	六,〇〇〇	五,〇〇〇	四,〇〇〇	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	〇	〇	〇
主事及 改正俸給	五,〇〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	〇	〇
主事及 現行俸給	三,〇〇〇	二,七〇〇	二,四〇〇	二,二〇〇	二,〇〇〇	一,八〇〇	一,六〇〇	一,四〇〇	一,二〇〇	一,〇〇〇
技師 改正俸給	三,〇〇〇	一〇,〇〇〇	△八,〇〇〇	△七,〇〇〇	△六,〇〇〇	△五,〇〇〇	△四,〇〇〇	△三,〇〇〇	△二,〇〇〇	△一,〇〇〇
技師 現行俸給	五,〇〇〇	四,〇〇〇	三,五〇〇	三,〇〇〇	二,七〇〇	二,四〇〇	二,一〇〇	一,八〇〇	一,五〇〇	一,二〇〇
區長 改正俸給	三,〇〇〇	二,四〇〇	二,四〇〇	二,三〇〇	二,二〇〇	二,一〇〇	二,〇〇〇	一,九〇〇	一,八〇〇	一,七〇〇
區長 現行俸給	三,〇〇〇	二,七〇〇	二,四〇〇	二,三〇〇	二,二〇〇	二,一〇〇	二,〇〇〇	一,九〇〇	一,八〇〇	一,七〇〇
事務員	二〇〇	一八〇	一六五	△一二〇	△一二〇	△一二〇	△一二〇	△一二〇	△一二〇	△一二〇
其他	二〇〇	二〇〇	二〇〇	九〇	八〇	七〇	六五	六〇	五〇	五〇

二千圓乃至千圓
 八百圓乃至三千五百圓

二、主事又は視學にして課長の職にあらざるもの、給料は四級(從來五級)以下とす
 三、課長の職にあらざる年俸者の給料三千圓(從來千八百圓)以下は本表の等級に依らざる事を得
 四、區長にして一級俸を受け功績顯著なるものは特に千圓迄(從來五百圓)加給する事を得
 五、月俸者にして一級俸を受け功績顯著なるものは特に五十圓迄(從來卅圓)加給する事を得
 六、區書記補及水道検査員の月俸は六級(從來四十圓)以下とし本表の等級に依らざる事を得

岐阜縣の雇員優遇

岐阜縣従は來雇員以下常備人に對し退職料退職給與金、死亡給與金及遺族扶助料等を給與せなかつたが鹿子木知事は之等雇員及常備人を優遇し永く其職に安んじて勤めしむべく遺族扶助料其他を支給すべき新例を開き本年度に於て一千圓の豫算を計上したるが其支給の内容左の如し。

- 一、扶助金を分て一時扶助料、遺族扶助料の二種とせり
- 二、一時扶助料は公務に依り傷病を受け若は疾病に罹り其職に堪へず退職したる時退職現時の給料半ヶ月分に在職年數を乗じた額とせり但在職三箇年に達せざる者には支給せざることとせり
- 三、遺族扶助料は在職中死亡したるとき死亡現時に於ける給料三箇月に相當する額とし

備考 (表中▲は上△は下)
 一、主事技師にして一級俸を受け功績顯著なるものは主事にありては千圓迄(從來五百圓)技師にありては二千圓迄(從來千圓)特に加給する事を得

二、主事又は視學にして課長の職にあらざるもの、給料は四級(從來五級)以下とす
 三、課長の職にあらざる年俸者の給料三千圓(從來千八百圓)以下は本表の等級に依らざる事を得

其遺族に支給することとせり

官吏の内國旅費規則改正

戦後物價騰貴の影響は、規則づくめの官吏社會の生活の上に最も烈しい打撃を與へた、殊に彼等の最も苦痛として恐れてゐるのは物價騰貴の時代の出張旅費を明治四十三年の旅費規則で以てせらるゝことである、即ち一晝夜の宿泊料が親任官でさへ六圓、勅任官の三圓五拾錢、若しそれ判

任官の下級になれば一圓二拾錢といふ殆んど今では木賃宿の宿泊料の如き貧弱なものである、かゝる有様であるから最近東京に於ける諸官衙の判任官が出張命令を受けて「罰俸來！」を思はず叫ぶといふのも尤なことである。處が當局に於ても此點に於て大に考慮するところがあつて、遂に五月三十一日の官報を以て官吏旅費規定の改正を發表した。今左に新舊の旅費額の比較を作つて見よう。

新舊旅費比較

親任官	勅任官	奏任官	判任官	車馬賃		日當	宿泊料		食卓料		移轉料
				一里に付	一日に付		一夜に付	一夜に付	一夜に付		
新 一・五〇〇	新 一・二〇〇	新 三・九〇〇	新 二・七五〇	新 一・二〇〇	新 一・八〇〇	新 四・〇〇〇	新 二・〇〇〇	新 三・〇〇〇	新 一・〇〇〇	新 三・〇〇〇	
舊 五・〇〇〇	舊 四・〇〇〇	舊 三・〇〇〇	舊 二・五〇〇	舊 一・二〇〇	舊 六・〇〇〇	舊 四・〇〇〇	舊 二・〇〇〇	舊 三・〇〇〇	舊 一・〇〇〇	舊 三・〇〇〇	
新 一・五〇〇	新 一・二〇〇	新 三・九〇〇	新 二・七五〇	新 一・二〇〇	新 一・八〇〇	新 四・〇〇〇	新 二・〇〇〇	新 三・〇〇〇	新 一・〇〇〇	新 三・〇〇〇	
舊 五・〇〇〇	舊 四・〇〇〇	舊 三・〇〇〇	舊 二・五〇〇	舊 一・二〇〇	舊 六・〇〇〇	舊 四・〇〇〇	舊 二・〇〇〇	舊 三・〇〇〇	舊 一・〇〇〇	舊 三・〇〇〇	

同本令の實施は六月一日からである

俸給生活者問題

手當増額に關する文部 内務兩省通牒

内務文部兩省官連名にて地方長官に宛てて地方費支辨に屬する官吏吏員臨時手當増額に對し五月中左記通牒を發した。

通牒

今般國費支辨に屬する官吏以下臨時手當支給額増加せられ候に就いては府縣費支辨官吏吏員職員其他の者に對する臨時手當額も國費のものと同様五月分より増額方御承知相成度し尙郡書記、町村吏員、教職員其他の者に對する臨時手當額に就ても右に就き支給方承知せられ度し

恩給扶助料改正法

七月三十一日左の法律が公布された。

法律第十號

第一條 大正九年七月三十一日現在に於て國庫より軍人恩給以外の恩給、退本料又は扶助料を受け又は受くべき者の恩給、退隱料又は扶助料の年額、勅令の定むる所に依り其の年額に其の十割以内に相當する金額を加へたるものとす但し七千五百圓以上の年俸に基く恩給又は扶助料に付ては此の限にあらす

本法施行の際休職、非職、待命中の者又は

其の遺族本法施行前の俸給に基き國庫より軍人恩給以外の恩給、退隱料又は扶助料を受くべき場合に於ては其の金額算出の基礎たる俸給年額又は月俸額は其の額に勅令の定むる金額を加へたる額とす

第二條 大正九年七月三十一日現在に於て軍人恩給(給助金及賑恤金を除く)を受け若くは受くべき者又は本法施行後軍人恩給を受くべき事由の生したる者の恩給金額は軍人恩給法第一號表の至第四號表の金額に左の割合を以て計算したる金額を加へたるものとす

官	將官及 相等官	佐尉官及 相等官	准士 及 下士
	官		
等	高等	官	判任 官一 等
	一等 二等 三等 四等 五等 六等 七等 八等	等	判任 官二 等 以下
加給 割合	三〇・〇〇 二〇・〇〇 一〇・〇〇 九・三三 八・六六 八・〇〇 七・三三 六・六六 六・〇〇	七・〇〇 七・〇〇 七・〇〇 七・〇〇 七・〇〇 七・〇〇 七・〇〇 七・〇〇 七・〇〇	七・〇〇 七・〇〇 七・〇〇 七・〇〇 七・〇〇 七・〇〇 七・〇〇 七・〇〇 七・〇〇

第三條 前二條の規定は恩給、軍人恩給、退隱料又は扶助料に準すべきものに之を準用す

第四條 第一條の規定は大正二年法律第七號に依り休職を命せられたる判事及檢事並に大正二年法律第十二號に依り休職を命せられたる會計検査院及行政裁判所の高等官の休職給に付之を準用す

第五條 第一條及第三條の規定は大正九年七月三十一日現在に於て市町村立小學教員退隱料及遺族扶助料法明治廿九年法律第十三號、巡査看守給助例、巡査看守退隱料及遺

族扶助料法又は明治四十三年法律第三十號に依り北海道地方費又は府縣より退隱料に之に準すべきものを受くべき者に之を準用す

第六條 本法に依る加給金額四位未滿は之を四位に滿たしむ

附則

本法は大正九年八月一日より之を施行す但し大正九年七月三十一日現在に於て恩給、軍人恩給、退隱料、扶助料又は之に準すべきものを受け又は受くべきものに付ては大正九年七月一日以後の分より之を適用す

名譽進級に因り階級を進められたる軍人又は遺族にして大正九年七月三十一日現在に於て進級前の階等に應ずる恩給(給助金及賑恤金を除く)又は之に基く扶助料を受け又は受くべき者は大正九年七月一日より名譽進級に因る階等に應ずる恩給又は之に基く扶助料を受くるの權を有するものとす

〔参照〕 明治廿九年三月廿四日法律第十三號は公立學校職員退隱料等に關する件、同四十二年三月二十日法律第三十號は警部補退隱料及遺族扶助料等に關する件、大正二年四月七日法律第十二號は會計検査院及行政裁判所高等官の休職に關する件なり

高等官官等俸給改正令

高等官官等俸給改正の勅令は八月十八

日の官報を以て發表せられた其主なるもの左の如し。

高等官官等勅令中改正の件

第七條 國務院總裁以下を左の如く改む

樞密院議長、特命全權大使、判事、臺灣總督、關東長官、會計検査院長、行政裁判所長官(年俸七千五百圓)

國務院總裁、樞密院副議長、朝鮮總督府政務總監(年俸七千圓)

樞密顧問官(年俸六千五百圓)第八條勅任文官の俸給は別に定むるものを除く外左の如し

項中五千五百圓を七千圓に、五千圓を六千五百圓に、四千五百圓を六千圓に、四千二百圓を五千七百圓に、四千圓を五千五百圓に、三千七百圓を五千二百圓に、三千三百圓を四千八百圓に、三千圓を四千五百圓に定む

第九條 勅任文官(親任式を以て叙任する文官を除く)にして五年以上其官の最高俸を受けて在職し功績顯著なるものには特に七

百圓以内の年功加俸を給する事を得

前項の適用に就ては特に勅任文官(親任式を以て叙任する文官を除く)の在職年數にして現官の最高俸額以上の俸給を受けたる年數は是れを現官の最高俸を受けたる在職年數に通算す

前項の規定による年數を通算し五年以上に及べる者は勅任文官に任ずる際は特に第一項の年功加俸を給する事を得

第九條の二 高等官二等を最高官等とする勅任文官にして三年以上高等官二等に在職し功績顯著なる者は特に高等官一等に陞叙する事を得

前項の規定の適用に就いては高等官一等又は高等官二等を最高等とする勅任文官の高等官二等以上の在職年数は之を現官の高等官二等の在職年数に通算す

前官高等官一等の勅任文官に在りたる者を高等官二等を最高官等とする勅任文官に任ずる場合に於ては特に高等官一等に叙する事を得

第十四條 第十五條、第十六條の改正に依り前表第二表第一、第二、第三各號に依る諸官に夫々異動あり

第十七條 在外公館職員たる高等官の年俸は前に定むるものを除くの外前表第三表に依る

大使館一等書記官、公使館一等書記官又は奏任官たる總領事にして五年以上年俸四千五百圓を受けて在職し功績顯著なる者には特に七百圓以下の年功加俸を給する事を得前項に掲ぐる各官の年俸四千五百圓を受けたる在職年数は相互に之を通算す

領事若しくは貿易事務官にして三年以上高等官四等に在り又は副領事にして三年以上高等官五等に在り功績顯著なる者は各一等を陞叙する事を得

前項の規定に依り一等を陞叙せられたる領事又は貿易事務官には年俸四千五百圓迄を

副領事には年俸三千八百圓迄を給する事を得

第十八條 前數條の規定に依るものを除くの外高等文官の年俸は前表第四表又は第五表に依る但別段の定めあるものは此限りにあらず

第十九條 別表第二表第一條乃至三號又は別表第六表による奏任文官にして五年以上各其官の一級俸を受けて在職し功績顯著なる者には特に七百圓以内の年功加俸を給することを得

前項の規定の適用に付ては高等文官の在職年数にして現官の一給俸額以上の俸給を受けたる年数は之を現官の一級俸を受けたる在職年数に通算す

前項の規定により在職年数を通算し五年以上に及ぶ者を奏任文官に任ずる際は特に第一項の年功加俸を給することを得

第二十條 高等官四等又は高等官五等を最高官等とする奏任文官（外交官領事官及び貿易事務官を除く）にして三年以上各其官の最高官等に在職し功績顯著なるものは特に一等を陞叙する事を得

前項の規定の適用に付ては高等文官の高等官四等以上の在職年数は之を高等官四等を最高官等とする現官の最高官等の在職年数に高等官五等以上の在職年数は之を高等官五等を最高官等とする現官の最高官等の在職年数に通算す第四條の規定の適用を受けざる文官他の文官となる場合に於て前項の

規定の適用に付ては明治三十六年勅令第二百八十五號第三條の規定により叙し得る官等による

第二十一條 第九條の二第二項及び前條第二項の規定により在職年数を通算して官等を陞叙する場合に於ては第五條第一項の規定の適用を妨げず

第二十二條 乃至第二十九條を削り第三十條を第二十二條、第三十一條を第二十三條、第三十二條を第二十四條、第三十三條を第二十五條とす

第二十六條 官制又は俸給令の改正により新たに給すべき俸給は改正規定施行の日より之を計算す

第三十四條 を第二十七條とし以下順次繰上ぐ

（第一表略）

文官外交官俸給表

第二表

奏任文官年俸表

級	俸	第一號	第二號	第三號
一	四、五〇〇 <small>円</small>	三、八〇〇 <small>円</small>	三、一〇〇 <small>円</small>	
二	四、一〇〇 <small>円</small>	三、四〇〇 <small>円</small>	二、七〇〇 <small>円</small>	
三	三、八〇〇 <small>円</small>	三、一〇〇 <small>円</small>	二、四〇〇 <small>円</small>	
四	三、四〇〇 <small>円</small>	二、四〇〇 <small>円</small>	二、〇〇〇 <small>円</small>	
五	三、一〇〇 <small>円</small>	二、四〇〇 <small>円</small>	一、八〇〇 <small>円</small>	
六	二、七〇〇 <small>円</small>	二、〇〇〇 <small>円</small>	一、六〇〇 <small>円</small>	
七	二、四〇〇 <small>円</small>	一、八〇〇 <small>円</small>	一、四〇〇 <small>円</small>	
八	二、〇〇〇 <small>円</small>	一、六〇〇 <small>円</small>	一、二〇〇 <small>円</small>	

在外公官奏任職員年俸表

官等官名	三 等	四 等	五 等	六 等	七 等
大使官一等書記官、公使館一等書記官、總領事	四、五〇〇	一級四、一〇〇 二級三、八〇〇	一級三、四〇〇 二級三、一〇〇	一級二、七〇〇 二級二、四〇〇	一級一、八〇〇 二級一、六〇〇 三級一、四〇〇 四級一、二〇〇
大使館二等書記官、公使館同		一級四、一〇〇 二級三、八〇〇	一級三、四〇〇 二級三、一〇〇	一級二、七〇〇 二級二、四〇〇	一級一、八〇〇 二級一、六〇〇 三級一、四〇〇 四級一、二〇〇
大使館三等書記官、公使館同		一級四、一〇〇 二級三、八〇〇	一級三、四〇〇 二級三、一〇〇	一級二、七〇〇 二級二、四〇〇	一級一、八〇〇 二級一、六〇〇 三級一、四〇〇 四級一、二〇〇
領事官		一級四、一〇〇 二級三、八〇〇	一級三、四〇〇 二級三、一〇〇	一級二、七〇〇 二級二、四〇〇	一級一、八〇〇 二級一、六〇〇 三級一、四〇〇 四級一、二〇〇
領事官事務官		一級四、一〇〇 二級三、八〇〇	一級三、四〇〇 二級三、一〇〇	一級二、七〇〇 二級二、四〇〇	一級一、八〇〇 二級一、六〇〇 三級一、四〇〇 四級一、二〇〇
副領事		一級三、四〇〇 二級三、一〇〇	一級二、七〇〇 二級二、四〇〇	一級一、八〇〇 二級一、六〇〇 三級一、四〇〇 四級一、二〇〇	
大使館一等通譯官、公使館同		一級三、四〇〇 二級三、一〇〇	一級二、七〇〇 二級二、四〇〇	一級一、八〇〇 二級一、六〇〇 三級一、四〇〇 四級一、二〇〇	
大使官二等通譯官、公使館同		一級三、四〇〇 二級三、一〇〇	一級二、七〇〇 二級二、四〇〇	一級一、八〇〇 二級一、六〇〇 三級一、四〇〇 四級一、二〇〇	
外交官補		一級二、七〇〇 二級二、四〇〇	一級一、八〇〇 二級一、六〇〇 三級一、四〇〇 四級一、二〇〇		
領事官補		一級二、七〇〇 二級二、四〇〇	一級一、八〇〇 二級一、六〇〇 三級一、四〇〇 四級一、二〇〇		

附 則
本令は公布の日より之を施行す但し俸給に關する改正規定は大正九年八月分より之を適用

す従前の規定により俸給を受くる者は現に受くる本俸額につき左の區分により算出したる金額に相當する級俸又は俸給を受取るものと

す但相當級俸なき時は其金額の俸給を受くるものとす

- 一、俸年額六千五百圓を超ゆるもの其年額に五百圓を加へたる額、但し年額七千五百圓を超ゆることを得ず
- 二、本俸年額五千五百圓を超え六千五百圓を超えざるもの年俸七千圓
- 三、本俸年額三千圓を超え五千五百圓を超えざる者其の年額を加へたる額
- 四、本俸年額千二百圓を超えざる者其年額に其十分の十三に相當する金額及び二百圓を加へたる額
- 五、本俸年額三百六十圓を超え千二百圓を超えざる者其年額に其二分の一に相當する金額及び百二十圓を加へたる額
- 六、本俸年額三百圓を超え三百六十圓を超えざる者其年額に三百圓を加へたる額
- 七、本俸年額三百圓以下のもの其年額の二倍に相當する金額大正九年七月三十一日現在に於て休職非職待命中の者に付ては其在職最終の本俸につき年功の規定を準用す

經理上の必要ある場合に於ては大正十年度限改正級額以内の於て第二項の規定に準し適宜の俸給を定め之を給することを得従前の規定より一級俸又は最高俸を受けたる在職年数は之を本令による一級俸又は最高俸を受けたる在職年数と見做す但従前の規定法による一級俸又は最高俸につき第二項又は前記の規定により算出したる金額が本令による改正俸給の二級俸以下なる時は此限にあらず

第二項又は第四項の規定により従前規定による一級俸又は最高俸を増額したる俸給を受けたる在職年数につき亦前項に同じ

従前の規定により年功加俸を受くる者は其本俸として本令による一級俸又は最高俸を受け其年功加俸として従前の本俸及び年功加俸の合計額につき第二項の規定により算出したる金額により本令による一級俸又は最高俸の金額を控除したるもの受く但従前の本俸及び年功加俸の合計額につき第二項の規定により算出したる金額が本令による一級俸又は最高俸以下なる時は本俸として其金額に相當する級俸又は俸給を受け相當級俸又は相當俸給なき時は其の金額の俸給を受く

判任官俸給改正令

八月十三日左の勅令が公布された。

- 勅令第二百五十八號
- 判任官俸給令中左の通改正す
- 第四條中「百二十圓」を「二百圓」に改む
- 第五條中「四十圓」を「七十五圓」に改む
- 第七條中「八圓」を「二十圓」に、「九級俸」を「八級俸」に改む

俸給生活者問題

第八條及第十條中「十二圓以上五十圓以下」を「二十五圓以上八拾五圓以下」に改む
 第九條中「二十圓以上五十圓以下」を「四十圓以上八十五圓以下」に改む
 第十一條中「十圓以上五十圓以下」を「二十圓以上八十五圓以下」に改む
 第十二條中「五圓」を「十圓」に改む
 (別表)

級	俸	月	額
一	級俸	百六十	圓
二	級俸	百三十五	圓
三	級俸	百十五	圓
四	級俸	百	圓
五	級俸	八十五	圓
六	級俸	七十五	圓
七	級俸	六十五	圓
八	級俸	五十五	圓
九	級俸	五十五	圓
十	級俸	四十五	圓
十一	級俸	四十	圓

附則
 本令は大正九年八月分より之を適用す

大正九年勅令第二百五十七號附則第二項乃至第六項及第八項の規定は従前の規定により俸給を受くる者に付之を準用す
 従前の規定に依る五級俸以上の各級に於て経過したる在職年数は之を改正俸給の五級法以上各級に於ける職年数と看做す
 従前の規定に依る五級俸以上を受くる者第二項の規定に依り改正級俸に相等せざる俸給を受くるときは従前の級俸と同等の改正級俸を受くるものと看做す
 前項の規定は五級俸以上に於て級俸に相當せざる俸給を受くる者の級俸に付之を準用す
 第八條乃至第十一條に掲ぐる判任文官の従前の規定に依る最上級俸を受けたる在職年数は之を改正俸給の最上級俸を受けたる在職年数と看做す
 判任官俸給令附則を削る
 明治廿四年勅令第八十三號判任官俸給令の例に依り五級俸以上の俸給を受くる地方稅支辨に屬する判任文官の級俸の對等に付ては前數項の規定に依らず左表の區分に依る但し文武判任官等級令の適用に付ては仍従前の等級を保有す

現行俸給	改正俸給
特別俸	一級俸
一級俸	二級俸
二級俸	四級俸

三級	級	俸
四級	級	俸
五級	級	俸
六級	級	俸
七級	級	俸

明治四十三年三月二十日 勅令第三百三十五號 判任官俸給令抄録

第四條 判任文官にして一級俸を受け五年を超え事務練熟優等なる者は特に百二十圓迄支給することを得

第五條 判任文官の俸給は月俸四十圓未満の者に限り級俸に拘らず適宜の金額を定め之を支給すことを得但し各所定の最低級俸給額を下ることを得ず

第七條 警視廳、北海道廳、府縣及監獄判任官並稅務監督局屬、稅務所屬、專賣局書記及朝鮮總督府航路標識看守には別表最低額以下八圓迄の月俸を給することを得但し港吏、港務醫官補、港務獸醫官補、港務藥劑手及府縣通譯は此の限に在らず

第八條 稅關監吏、朝鮮總督府稅關監吏、臺灣總督府稅關監吏、臺灣總督府廳稅務吏及樺太廳稅務吏の月俸は十二圓以上五十圓以下とす

第九條 外務省、警部補、朝鮮總督府道警部補、臺灣總督府警部補、及樺太廳警部補の月俸は二十圓以上五十圓以下とす

第十條 森林主事、朝鮮總督府道森林主事、樺太廳森林主事、北海道廳森林主事及臺灣總督府林務手の月俸は十二圓以上五十圓以下とす

第十一條 左に掲ぐる者の月俸は十圓以上五十圓以下とす

爲替貯金局書記補、逓信局書記補、通信書記補、朝鮮總督府通信手、關東廳通信書記補、樺太通信書記補

第十二條 前四條の判任文官最上級俸を受け三年を超え事務練熟優等なる者は特に月額五圓以内を加給することを得

級	俵	月	額
一級	俸	九	十五圓
二級	俸	七	十五圓
三級	俸	六	十五圓
四級	俸	五	十五圓
五級	俸	五	十圓
六級	俸	四	十五圓
七級	俸	四	十圓
八級	俸	三	十五圓
九級	俸	三	十圓

十級	俸	二	十五圓
十一級	俸	二	十圓

帝國大學高等官官等俸 給改正令

帝國大學高等官官等俸給改正勅令は八月十八日の官報を以て發表せられた、其主なる改正を擧れば左の如し。

第三條中 教授にして學部長、醫院長に補せられたる者の職務俸八百圓以内を千二百圓以内に、教授助教授にして藥局長又は圖書院長に補せられたる者の職務俸四百圓以内を六百圓以内に改む

第四條 各講座の職務俸を六百圓以上千八百圓以下に改む

第六條 助教授の職務俸を三百圓以上九百圓以下に改む

第七條の二 教授の講座外の授業手當を九百圓以内に改む

第七條の三 教授又は助教授の職務俸は本作と合して六千圓を、又本作と年俸と合して六千七百圓を超ゆる事を得ず

府縣知事加俸に關する勅令

府縣知事加俸に關する勅令は八月十八日

日の官報を以て發表せられた、同勅令の寫し左の如し。

勅令第二百六十三號

府縣知事ハ別表ニ依リ指定地加俸ヲ受ク但本俸ト合シテハ六千五百圓ヲ超ユル場合ニ於テハ其指定地加俸ハ六千五百圓ヨリ本俸額ヲ控除シタタ額トス

指 定 府 縣

加俸年額

東京府、京都府、大阪府、神奈川縣、兵庫縣

八百圓

長崎縣、新潟縣、愛知縣、宮城縣、廣島縣、福岡縣、熊本縣

六百圓

附則 本令ハ大正九年八月分ヨリ之ヲ適用ス大正二年勅令第二百十八號ハ大正九年七月分限り之ヲ廢止ス

府縣知事ニシテ從前ノ規定ニ依ル俸給ノ一級俸ヲ受ケ舊令ニ依ル六百圓ノ加俸ヲ受クル者ノ指定地加俸ハ本令ノ規定ニ拘ラス之ヲ六百圓トス

知事以外ノ府縣高等官ニシテ舊令ニ依リ加俸ヲ受クル者ニ付イテハ其加俸ヲ年加俸ト見做シ大正九年勅令第二百五十七號附則第七項ノ規定ヲ適用ス

監獄職員ノ給與令改正

奏任及判任待遇監獄職員給與令ノ改正勅令ハ一月三十日官報で發布された、此の結果奏任待遇の監獄醫一級俸が三千百圓、最低十級俸が一十二百圓、教誨師の一級俸が二千四百圓、最低

十級俸が九百圓、判任官待遇者は一級俸の監獄醫百六十圓、教誨師教師百三十五圓、最低十級俸が監獄醫四十五圓、教誨師が四十圓となり此等職員は從來四十圓未滿の者に限り、最低俸給額を下らざる範圍で、適宜の金額を定め支給されて居たが、改正では七十五圓未滿となつた、看守の月俸は巡査と同じく從來十五圓乃至四十圓なりしが、三十圓乃至七十圓となり、看守部長も最高四十五圓であつたのが、八十圓までとなつた、女監取締の九圓乃至三十圓が廿圓乃至六十圓に上り、女監取締部長となると三十五圓が七十圓まで上ることが出来る様になつた。

名古屋市吏員給料改正

名古屋市に於ては官吏俸給令の改正に伴ひ一般市區吏員及び學校職員に對する俸給規定を改正することとなり、調査の處九月廿一日の市參事會に提案せらるゝに至つた規定左の通り。

名古屋市有給吏員給料額規定

- 第一條 本市有給吏員給料額は別に規定あるの、外別表の定むる所に依る
- 第二條 別表第二號表該當の吏員にして一級俸を受け滿三ヶ年を越ゆる者には千圓以内の加俸を給するを得
- 第三條 別表第一號表該當の吏員にして一級俸を受け滿三ヶ年を越ゆる者には漸次二百四十圓迄を支給するを得

第四條 月俸八十圓未滿の吏員に限り級俸に拘らず適宜の金額を定め支給するを得
第五條 別表第三號表該當の吏員には最低額以下廿圓迄の月俸を給するを得

附 則

本規定は大正九年九月分より適用す
從前の規定に依り給料を受くる者は現に受くる本俸及臨時手當の合計額に相當する級俸又は給料を受け相當級俸なき時は其の金額の給料を受くるものとす
前項の規定に依る金額圓位未滿は是を圓位に滿たしむ

第一號表

市長七千圓以上一萬五千圓以下△助役三千圓以上八千圓以下△收入役二千圓以上五千圓以下

第二號表

區長、主事、視學、病院長、市醫(一級)四千圓(二級)三千七百圓(三級)三千四百圓(四級)三千二百圓(五級)三千圓(下)二千八百圓(六級上)二千六百圓(下)二千四百圓(七級上)二千二百圓(下)二千圓(八級上)一千八百圓(下)一千六百圓(九級上)一千五百圓(下)一千四百圓(十級上)一千三百圓(下)一千二百圓(十一級上)一千百圓(下)千圓△技師(一級)六千圓(二級)五千五百圓(三級)五千圓(四級)四千五百圓(五級上)四千圓(下)三千六百圓(六級上)三千三百圓(下)三千圓(七級上)二千七百圓(下)二千四百圓(八級上)二千二百圓(下)二千圓(九級上)千八百圓(下)千六百圓(十級上)千五百圓

(下)千四百圓(十一級上)千三百圓(下)千二百圓

第三號表

書記、技手、醫員、調劑員、居場長、水道検査員、自働車運轉手、看護長(一級)(月額)百八十圓(二級)百六十圓(三級)百四十五圓(五級上)百十圓(下)百圓(六級上)九十圓(下)八十圓(七級上)七十五圓(下)六十圓(八級上)六十圓(下)六十圓(九級上)五十五圓(下)五十圓(十級上)四十五圓(下)四十圓(十一級上)卅五圓(下)卅圓

岐阜市吏員増俸

岐阜市にては市吏員技師掃除監督吏員より給仕使丁に至るまでの學校教員を除いた市費支辨者に對する俸給額を九月二十四日より召集せられたる市會に提案した。

一級	百五十圓	八十圓
二級	百三十圓	七十圓
三級	百十五圓	六十五圓
四級	百五圓	六十圓
五級	九十五圓	五十五圓
六級	八十五圓	五十圓
七級	七十五圓	四十五圓
八級	六十五圓	四十圓
九級	五十五圓	三十五圓

十級	五十圓	三十圓
十一級	四十五圓	二十五圓
十二級	四十圓	二十圓

以上の如くで技師は一級千二百圓を二千圓に二級千圓を千八百圓に、三級九百圓を千六百圓に、四級八百圓を千四百圓に、五級七百圓を千二百圓に改め市會の議決を経ば十月の支給分より實施の筈で市長、助役、収入役の給料も増額した、其結果市役所員の給料二萬四千三百九十圓の豫算が三萬三千八百四十九圓に増加した其内容は

前議決豫算

更正豫算

市長	二、五四〇	三、一四二
助役	一、二〇〇	一、一六〇
収入役	七八〇	一、〇三五
書記	一五、一二〇	二一、二四六
技師	九五〇	一、二四八
技手	九〇〇	一、二四八
監視吏員	一、七四〇	二、三五八
雇員	一、二〇〇	二、〇一二
雜給	三五、二五二	二五、七九三

右増給分は既に特別手當として支給し居れば實際は現在の収入と差違がない
是と同時に退隱料の増加も行ふこととなつた
即ち俸給年額千二百圓を超え三千圓を超えざるものは其三十分の十三に相當する金額及三百圓を加へたる金額、三百六十圓を超へざるものは基礎年額及百二十圓を加へたる金額、三百圓を超へ三百六十圓を超へざるものは基礎年額に三百圓を加へたる額三百圓以下のもの

の基礎年額に其の十割に相當する金額を加へたる額である

神職旅費改正

十二月二十日内務省訓令を以て明治四十四年一月内務省訓令第九號官國幣社神職旅行費に關する規程中を改正即日施行せられ大正七年内務省訓令第十五號は之を廢止する旨公示せるが別表旅費改正額左の如し。

車馬賃	宿泊料	日當	移轉料
(二里)			
勅任待遇宮司	一、三〇〇	八、〇〇〇	三〇〇〇
宮司權宮司	九〇	七、〇〇〇	一、五〇〇
禰宣主典宮掌	七五	四、五〇〇	一、〇〇〇

第五 警察官

一 組合運動

警視廳巡查同盟

東京に於ける二三の新聞は四月八日頃の紙上で警視廳に巡查同盟が秘密裡に發會式を舉げたことを報導した、元より秘密同盟であるが故に總ては不明であるが、萬事の行動が私立大學出身の六名の幹部に

一任せられてゐると傳へられてゐる、左の談話は會員の一青年巡査の語つたところである。と四月八日の萬朝紙は報じてゐる、参考の爲めに掲載する。

「總監は我々の月給を四月から六十圓にする」と云つた、其の四月は來たが、一圓宛の總花で辛と四十五圓足らずの収入だ、我我はもう自己の生活問題以外に何物も顧みる暇はない怠慢なM警務部長は就任して半年になるが、未だ自ら親しく巡査の實際を御覽になるまい單に巡査部長や警部補の報告を信じて、天下泰平と烟草の煙は吹いてるだらうが、若し有りの償に報告したら、それこそ無警察同様だ一例を挙げれば交番は明けツ放し、詰員三人は休憩室に竈つて轉職か給料の話に耽つてゐる、巡回の缺勤などは問題でない、此報告書は何様正直者でも書けまい『自動車の泥除は交番除けだ』と云つてるのを能く耳にするが巡査が小言を云はなければ、曠着に飛沫を上げられて、ぶりぶり怒つても追附かない、此不平がなくならぬ限り、警察は怠業状態が續く、僕達の提携は暗々裡に益々緊張してゐる低廉な賃銀に對して能率の少い勞力を提供するものは當然ぢやないか、まあ聴き給へ、新任も古參も差額が十圓を出てない、十年勤続すれば子供が學校へ行く様になる義務教育さへ満足に果せないと聞いては、青年巡査も逃げ出さずに居られるものか、増俸の要求と云つても、現在七割の手當を本俸に直して二割の

手當を付けて貰ふか、本俸は現在の儘で十割の手當を給與して貰ふか、五十三四圓位となれば可いのだ、それに年四期か二期の特別賞與で、子供の晴衣や家内に半襟でも買つて遣らうと云ふのだ、是れが過當の要求だらうか我々はもつ人民保護の名譽に堪へない」

二 増俸

大阪府警察官の増俸

大阪府は三月三十一日附を以て府下の警部補以下四千四百名の巡査に對し一齋の増俸を斷行した、増俸額は三圓と二圓の二種にて何れも別に七割の特別手當を附加し更に宿料に於て一圓宛の値上あれば最高六圓十錢 最低四圓四十錢の一齊増俸である、右と同時に四月分より大阪府の警察官全部(大阪市内各警察署長、警察部在勤警視並に各課長を除く)の宿泊料も一齊に値上された、値上額は二圓乃至五圓十錢なるが、値上の結果巡査教習所長、各消防署長は十七圓、堺及接續町村署長等十五圓、郡部署長、堺及大阪市接續町村在勤警部十二圓、郡部分署長警部十圓、同警部補及市内在勤警部補七圓、市及接續町村各署在勤警部補及市内在勤警部五圓、郡部在勤警部補四圓、市及接續町村巡査、水上本分署詰郡部在勤巡査三圓五十錢、郡部巡査二圓五十錢、府消防手四圓となつた。

東京府巡査の増俸

東京府參事會に於ては五月警視廳の警部補以

下巡査消防夫一萬人に百六十萬圓の豫算で二割方の増俸を可決し五月か 實施してゐる、之で巡査の収入は最低三十四圓程から五十四圓となつた譯である。

巡査給與増額令

八月二十六日勅令第三百三十三號を以て巡査給與令を改正し八月分より施行の旨公布した、改正要點左の如し。

巡査月俸 十五圓乃至四十圓を卅圓乃至七十圓
巡査部長たる巡査の最高額 四十五圓を八十圓
優良巡査俸額加俸 三圓を七圓
部長たる巡査月額加俸 五圓を十圓
教習中の巡査月額 十圓乃至十八圓を二十圓乃至三十六圓
其他各條とも倍額又は夫以上夫々増額せられた

福岡縣下警察官の増俸

福岡縣警察部では十一月三十日附を以て一齊に警官の増俸を發表した。

夫れに依ると月俸五十五圓以上の警部補五十圓以上の巡査部長、四十六圓以上の巡査は各二圓宛の増俸で其他は全部三圓であるか例外として本年七月以降に拜命した者し者は二圓

十月以降は一圓で其他七月一日以降に百分つ三十以上の罰俸のある者と病氣で六十日以上引入つた者とは各二圓宛の増俸になつてゐる之が爲め福岡署の巡查は最高本俸五十二圓、平均四十六圓、其上に二圓五十錢の月額手當と二圓二十錢の被服料がある外に駐在巡查は無論家賃の心配はなく市内勤務には獨身者三圓五十錢、妻帯者四圓の宿料とかある

警官の年末賞與

警察官の年末賞與は一體幾程あるか今左に其一例として東京と大阪に於ける警官の年末賞與を掲げて参考に供そう。

	警部補	巡查部長	巡查
東京府	最高 最低	最高 最低	最高 最低
大阪府	六五 五八	五五 四九	四六 二五
	八〇 三〇	七五 二五	六五 一五

警察共済組合

警察共済組合

警察官は現今内地及北海道を合して約四萬三千人居るが従來は此等警察官に對する救済方法は無く又全部を統一する組合もなかつたのであるが三月二十三日左の如き勅令の發布があつた。

勅令第四十四號

第一條 北海道廳、警視廳及府縣所屬警部補、巡查及判任官の待遇を受くる消防手は内務大臣の定むる所に依り相互救済を目的とする組合を組織す

第二條 北海道地方費及府縣は各其の廳府縣所屬の組合員の俸給總額の百分の二に當る金額を毎年組合に給與すべし

第三條 内務大臣は内務部内及廳府縣の職員をして組合の事務に従事せしむることを得

附則

本令施行の期日は内務大臣之を定む

右の勅令に基き湯澤保健課長の手にて施行細則を作成し床次内相監督の上小橋内務次官を組合長に潮衛生局長、河村警保局長、添田地方局長其他各府縣知事を顧問とした警察共済組合なるものを組織するに至つたのである、實施は十月一日から、組合の内容の大様は左の如くであつた、其れに依ると組合員たるべき者は警部補以下巡查及び判任官待遇の消防手の四萬三千七百九十人を會員とし、組合財源は組合員の毎月其の月俸の百分の二の掛金(之れが一ケ年に廿三萬圓)と地方費より之と同じ金額を支出し、合計約四十六萬を一ケ年

の財源として大いに警察官救済の方法を講ずる事となり救済法は一、醫療金、二、死亡給與金、三、廢疾給與金、四、罹災給與金、五、脱退給與金の五項目とし第一の醫療金は従來公務疾傷の際は治療費は官支出であつたが此度は私からの醫療を受けた時は之に要する費用の十分の八に相當する金額を給與し、第二の死亡給與金は組合員死亡の節は月俸六ヶ月分、組合員の配偶又は組合員が現に扶養する祖父母父母若しくは子死亡の際は月俸の二分の一の金額を給與し、第三の廢疾給與金は組合員の治癒の見込なき傷痕及び病毒傳播の危険ある肺結核若しくは喉頭結核、癩病に依り退職したる時は月俸の六ヶ月分を給し、第四の罹災給與金は非常災害に罹りたる時月俸二ヶ月分、第五の脱退給與金は其の勤続年限に依り總掛金額の十分の四以上、十分の八迄を支給する事にし尙ほ將來は財源を運用し救済に必要な病院、住宅供給、購買組合を施設する方針である。

警察共済組合規則左の如し

内務省令第二十一號
警察共済組規則左の通定む

大正九年七月十三日

内務大臣 床次竹二郎

警察共済組規則

第一章 総則

第一條 本組合は大正九年刺令第四十四號に
基き之を組織す

第二條 本組合は警察共済組合と稱し内務大
臣之を監督す

第三條 本組合の事務は内務次官之を統轄し
道府縣内に於ける組合の事務は地方長官之
を掌理す

第四條 地方長官は所部の廳府縣職員をして
組合の事務に従事せしむることを得

第二章 組合員

第五條 本令施行の日に於て現に警部補、巡
査又は判任官の待遇を受ける消防手たる者
は其の日より、本令施行後警部補、巡査又
は判任官の待遇を受ける消防手に任命せら
れ若は復職を命せられたる者は任命又は復
職の日より、組合員たるものとす

第六條 組合員は左の各號の一に該當する場
合に限り組合を脱退す

- 一 死亡したるとき
- 二 其の官職を免せられ又は刑事裁判に因
り失官、失職したるとき
- 三 休職となりたるとき
- 四 警部補、巡査又は判任官の待遇を受ぐ
る消防手以外の官職に轉したるとき

俸給生活者問題

第七條 組合員及組合員たりし者は本令の規
定に依り共済金の給與を受けるの外組合に
對し何等の請求を爲すことを得ず

第三章 掛金

第八條 組合員は掛金として毎月月俸の百分
の二に相當する金額を月俸受額の時支拂ふ
ものとす

月俸に異動を生したるときは其の翌日より
掛金額を改定す

第四章 救済

第九條 救済金は左の五種とす

- 一 醫療金
- 二 死亡給與金
- 三 癱疾給與金
- 四 罹災給與金
- 五 脱退給與金

第十條 救済金給與の事由併發したるときは
當該各種の救済金を併給す

第十一條 醫療金は組合醫療を受けたるとき
之に要したる費用の十分の八に相當する金
額を給與するものとす但し明治三十四年勅
令第四百九十九號巡査看守療治料給助料及弔
祭料給與令第一條の規定に該當する場合は
之を給與せず

左の各號の一に該當するものに對しては醫
療金を給與せず

- 一 義眼、義手、義足、眼鏡、齒科校工其
の他之に類するものに要したる費用
- 二 温泉、鑛泉の入浴費、轉地療養費、滋
養品の其他之に類するものに要したる費

用

醫療に要したる費用にして必要の限度を超
ゆると認むるときは醫療金を減額すること
あるへし

第十二條 死亡給與金は左の區別に依り給與す
るものとす

- 一 組合員死亡したるとき月俸六月分に相
當する金額
- 二 組合員の配偶者死亡したるとき又は組
合員と同一の家に在り組合員に於て現に
扶養する祖父母、父母若くは子死亡した
るとき月俸の二分の一に相當する金額

第十三條 癱疾給與金は左の各號の一に該當
する場合に於て月俸六月分に相當する金額
を給與するものとす

- 一 組合員の傷疾又は疾病自用を辨し得ざ
る程度の重症に治癒の見込なく退職した
るとき
- 二 組合員傷疾又は疾病に因り一眼以上を
盲し若は一肢以上の用を失ひ又は之に準
すべき者にして終身職務に堪へず退職し
たるるとき
- 三 組合員病毒傳播の危険ある肺結核若は
喉頭結核又は癩病に因り退職したるとき

第十四條 罹災給與金は組合が非常災害に罹
りたるるとき月俸二月分に相當する金額以内
を給與するものとす

第十五條 脱退給與金は組合員脱退したると
き左の區別に依り給與するものとす

- 一 引續き組合員たりしこと五年未滿の者

には掛金總額の十分の四

二 引續き組合員たりしこと五年以上十年

未滿の者には掛金總額十分の六

引續き組合員たりしこと十年以上の者に

は掛金總額の十分の八

第六條第三號の規定に該當し脱退したる組

合員にして復職したる者に關する脱退給與

金の算定に付ては前法の組合員たりし期間

を通算し引續き組合員たりしものと看做し

其の掛金總額は最近復職後の掛金總額に依

る

第十六條 第十三條乃至第十四條の規定に依

る救済金は給與の事由發生の時に於ける掛

金の標準たる月俸に依り之を算定す

第十七條 救済金給與の時未拂の掛金あると

きは給與金額より之を減す

第十八條 救済金給支の事由發生したるとき

は組合員又は其の戸主、家族若は代理人よ

り直に其の旨を所屬地方長官に申告すへし

第十九條 救済金給與の事由發生したる場合

に於て組合員又は其の戸主、家族若は代理

人は地方長官の命したる職員又は醫師の臨

檢若は診察を拒むことを得ず

第二十條 組合員死亡したる場合に於て救済

金を受領すべき者及其順位左の如し、但し

組合員が死亡前特別の意思表示したると

きは之に依ることあるへし

第一 配偶者

第二 直系卑屬

第三 前系尊屬

第四 戸主

第五 兄弟姉妹

前項第二號及第五號に該當する者數人ある

とき其の順位に付ては民法第九百七十條の

規定を準用し第三號に該當する者數人ある

ときを其の順位に付ては民法第九百八十四

條の規定に準用す

第一順第二號、第三號及第五號に該當する

者は組合員死亡の時より引續き其の家に在

ることを要す但し組合員の死亡出後生した

る嫡出子は組合員死亡の時より引續き其の

家に在るものと看做す

第二十一條 前條の規定に依り救済金を受領

する者なきとき又は不明なるときは組合は

受領者を指定し救済金の全部又は一部を給

與することを得

第二十二條 組合員懲戒處分に因り其の官職

を免せられ又は刑事裁判に因り失官、失職

したるときは救済金を給與せず

第二十三條 組合員又は其の戸主、家族若は

代理人第十九條の規定に違背したるとき又

は救済金給與の事由發生の日より一年内に

請求を爲さざるときは救済金を給與せざる

ことあるへし

第二十四條 故意に組合員又は救済金受領の

先順位に在る者を死に致し又は死に致さん

としたる爲訴追せられたる者に對しては其

の裁判確定に至る迄救済金の支給を停止し

有罪の判決確定したるときは之を給與せず

第二十五條 組合は組合員に對し直接醫療を

爲し又は他●施設に醫療を委嘱することを

得

第二十六條 組合は内務大臣の認可を経て組

合員の共済必要なる施設を爲すことを得

第五章 審査會

第二十七條 救済金の給與に關し處分を受け

たる者其の處分に異議あるときは處分の通

知を受けたる日より三十日間に地方長官を

經て内務大臣に其の審査を請求することを

得

第二十八條 内務大臣前條の請求を受けたる

ときは審査會を開き其の決定を爲し地方長

官を經て審査請求者に之を通知す

内務大臣前項の決議を不當と認むるときは

再審査を命す

第二十九條 審査會は議長一名委員十名以内

を以て之を組織す議長及委員は内務省高等

官中より内務大臣之を命す

第三十條 審査會の決議は委員半數以上出席

し出席員の過半數を以て之を決す可否同數

なるときは議長の決する所に依る

第三十一條 第二十八條の規定に依る内務大

臣の決定は組合を羈束す

第六章 會計

第三十二條 組合の事業年度は政府の會計年

度に依る

第三十三條 組合の寄附を受くることを得

用途を指定したる寄附は其の目的以外に使

用することを得ず

第三十四條 組合の財産は大藏省預金、郵便

貯金若は確實なる銀行に預入し又は之を以て國債證券若は地方債證券の應募、買入を爲すことを得

前項の規定に依るの外組合財産の管理方法は内務大臣の認可を経へし

第三十五條 定合は救済金の支拂に關し必要あるときは借入金爲すことを得

借入金額、借入の方法利息の定率借還方法は内務大臣の認可を経へし

第三十六條 東京府に左りては地方長官の職務は警視總監之を行ふ

附則

本令は大正九年十月一日より之を施行す

龜田博士の調査せる警

察官の生活状態

十月より實施せられた警察共済組合は
 巡查、警部補、判任官待遇の消防手の如き
 下級官吏並に薄給者に依つて組織せらる
 組合であるが、同組合の基礎となる調査
 は逓信省保険課統計課長龜田理學博士の
 夫れで昨年十月現在のものである。今在に
 同博士の調査中主要なるものを記載して
 見よう。

組合員たる巡查、警部補並に判任官待遇の消
 防中の總數は全國で四萬三千七百八十二人、
 給料一ヶ月九十三萬九百六十九圓、一人平均

巡查二十一圓二十二錢、警部補二十七圓六十
 錢、消防手二十圓三十一錢、之に手當等を加
 算しても三十五圓乃至四十圓平均にしかなら
 ない。扶養すべき家族は全體で十萬二千二百
 七十人、内譯、妻二萬九千九百十三人、父母
 一萬六千六百七十七人、子供、五萬五千七百二十
 六人、其他五千九百六十八人、即ち一人平均
 三人弱の扶養者を持ち自分を合せて四人の糊
 口を三十五圓足らぬの收入でしのがなければ
 ならぬのである。かくして扶養さるべくして

扶養せられて居ない家族の數は六萬九千二百
 六十人である、警官の年齢はと見ると全人員
 の六割以上は三十五歳未満、其内の一割四分
 が二十五歳未満、二割五分が二十五歳乃至三
 十歳、二割四分が三十歳乃至三十五歳、更ら
 に彼等の勤続年數を見ると、一年未満 割七
 分、二年未満 割五分、三年未満 八分、四年
 未満 五年の滿各六分、即ち五割以上は五年以
 滿で止めてしまふ、十五年勤続は僅か八分に
 滿たない

四 統 計

東京府下巡查在職年數累年比較表(大正八年警視廳統計書より)

大正	一年未満	一年以上	五年以上	十年以上	十五年以上	二十年以上	總計
四年	九六六	二、〇六〇	一、七三七	四二七	一三三	七九	五、〇九七
五年	七五〇	二、二二六	一、九六五	四三三	一三五	七九	五、〇九七
六年	八六六	一、九六〇	一、八五四	五七九	一三三	九〇	五、〇九七
七年	三、八八九	一、八八一	一、七四三	六三三	一三七	九六	八、三三九
八年	一、四四四	四、二六八	一、四六二	七〇四	一五二	八三	八、〇九一

東京府下巡查疾病種類累年比較表(大正八年警視廳統計書より)

大正	傳染病	發育及營養的	皮膚及筋	骨及關節	神經系及五管	血行	呼吸	消化	泌尿及生殖器	外科	感冒	其他	總計
四年	三六六	一	一五八	一五九	八六五	四三	七四二	一、四四〇	一八一	二九〇	一、〇二〇	二八	五、〇九三
五年	七七七	一	一五九	一四三	一、〇四九	七二	七七八	一、五二九	二三三	四二七	一、二八八	四五	六、〇三二
六年	九七〇	六	一三三	二七一	一、五七五	四〇	九七六	一、七七一	一〇二	四〇〇	一、三七四	四三	七、五五八
七年	一、四四〇	一	一三七	三〇二	一、五七八	六九	一、八三三	二、〇〇三	一四六	四六五	一、二二六	七〇	一〇、五五五
八年	一、五〇七	二四	二九六	四〇五	二、〇六七	一三三	一、六五二	二、五七七	二九三	五五一	四、二六六	八六	一三、八七五

第六 陸海軍將校

一 運動

恩給料助料増額運動

豫後備將校の生活の安定を期せんが爲めに東京府下淀橋町柏木豫備陸軍少將酒井春藏、同代々幡村鳩ヶ谷陸軍少將渡邊棋十郎の兩氏を中心とする豫後備將校の一團は昨年來より恩給扶助料増額の運動を全國的に行つてゐたが、遂に第四十二議會には豫後備武官の恩給増額の件につき請願書を提出するに至つた。尙四月廿三日には酒井、渡邊兩氏は同問題に關し陸軍省の當局を訪問する處があつた。

二 増給

軍人及其遺族の恩給扶助料増額(陸軍當局説明)

七月三十一日官報號外を以て公布せられたる恩給、扶助料等の増額に關する法律第十號は現に國庫から恩給、扶助料を受け居る軍人及其の遺族其の他官吏學校職

員、巡查、看守并に是等の遺族の總ての人員に其恩給、扶助料、退隱料等を増額する規定であるが右法律軍人及其遺族の恩給、扶助料に關する規定の大要を説明すれば左の如くである。

一、法律の内容

一、將來の恩給扶助料額の改正 大正九年八月一日以後新に恩給、扶助料等を受くべき人々に對して現行の軍人恩給法に規定せる恩給、扶助料の年額に付き左表の區分、割合に依り計算したる金額を増加したるものを以て恩給、扶助料等の年額と改めたること

二、舊額の増加 大正九年七月卅一日現在に於て軍人又は其の遺族として恩給、扶助料等を受けて居る人々には其の恩給、扶助料等の年額に左表の區分、割合に依り計算したる金額を増加し之を恩給、扶助料等の年額として支給すること即ち現在の受恩給者と將來の受恩給者とは共に同額の給與を受くること

三、増加割合表

中將同	少將同	大佐同	中佐同	少佐同
相當官	相當官	相當官	相當官	相當官
二・〇	三・〇	四・七	五・三	五・七
大尉同	中尉同	少尉同	准士官	下士官
相當官	相當官	相當官	卒	
六・四	七・〇	七・〇	七・〇	一〇・〇

イ、明治四十四年四月一日以後より恩給又

は扶助料を受けて居る人人は其の現支給年額に前記の區分割合に依り計算したる割増額を合算したるものが改正の支給年額となる

ロ、明治四十四年二月卅一日以前から引續き恩給又は扶助料を受けて居る人で大正六年法律第六號に依り既に其の給與年額の更正を受けた人々は現行軍人恩給法の給額以上を受けあるが故に其の更正年額に前記の割合に依り計算したる割増額を合算したるものが改正の支給年額となる

ハ、若し明治四十四年三月卅一日以前から引續き恩給又は扶助料を受けて居る人で大正六年法律第六號に依る更正請求書未提出の人で先づ大正六年法律第六號に依り其の恩給、扶助料額の更正を請求し其の更正済の歳額に對し更に前記の割増を受けることが必要であるから此の際速かに大正六年法律第六號に依り更正請求書を御出しなさい

ニ、増加恩給を受けて居る人の増加恩給額は之を受けた時間の如何に拘はらず現行軍人恩給法の増加恩給額に付き前記の増加割合に依りて其の年額を増加したものが改正の年額となる但し現行軍人恩給法の増加恩給額を受けて居ない人々は速かに大正六年法律第六號に依り更正請求書を御出しなさい

ホ、軍人遺族の受けて居る扶助料の新更正

年額は軍人の服役年数に應ずる舊恩給年額に前記の割増額を合算し更に軍人の死歿の原因に従ひて其の合算したる恩給の全額に付其の三分の一、同三分の二同三分の三即ち全額を算定したる額である故に現在支給を受けて居る扶助料年額を合算したのでは正確なる新更正年額とは一致しないことがある

四、名譽進級者の恩給、扶助料額増加 大正九年四月二十日附を以て名譽進級令は廢止せられたるが其の以前に名譽進級を爲したる人で大正九年七月三十一日現在に於て恩給を受けて居る人並名譽進級したる軍人の遺族として扶助料を受けて居る人には進級階等に應ずる恩給又は扶助料額(前記割増額を合算したる改正額)を支給すること

五、舊額増加の始期 現に恩給、扶助料を受けて居る人々に對する恩給扶助料額の増額及名譽進級を爲したる軍人又は其の遺族に進級階等に對する恩給又は扶助料額を支給することは總て本年七月一日以後に給與すべき金額に付て行ふのである

二、更正額支給の順序 今回の更正恩給又は扶助料額支給者は受給者の請求を待つことなく政府に於て取敢へず各人毎に更正支給額票といふものを作りそれに各人に支給すべき更正金額を記入し之を現に恩給、扶助料の支給を受けつゝある郵便局へ廻付し郵便局は此の更正支給額票を舊恩給證書に貼付し舊證書と此の更正支給額票とに依

りて更正金額を支給する筈である右の手續は來る十月の支給期迄に完了する様に目下仕事を急いで居るがもし十月の支給期に遅れても次の支給期を待たず追給せらるゝ筈である要するに目下の處各受給者としては何等手續を爲す必要がない

三、新證書の交付

前記の如く更正支給額票で更正金額の支給に差支へたい様に一段落がついた處で新證書を發付して受給者本人に交付し同時に舊證書は無効として速かに返納せしめらるゝ手筈である右の新證書の交付を受けるには交付請求書に居住地市區町村長の居住證明を受け猶ほ戸籍抄本(扶助料受給者に在りては戸籍謄本)を添へて現に支給を受けて居る郵便局又は交付せらるべき新證書で將來支給を受けんとする任意の郵便局へ提出するのであるが之に付ては追て其の請求書提出期日等細かに定めらるゝ筈であるから其の上で改めて説明する

附言 今回現受恩給者に對し其恩給及扶助料額を改正せられたるのは將來の受恩給者の爲に其の恩給、扶助料額を増額せられたる爲の必然の結果ではなくして近時の物價騰貴に鑑み特に舊受恩給者の待遇改善の急務なるを認められたからである

陸海軍給與令改正の勅令

陸海軍々人軍屬及遺族に對する俸給恩給扶助料の増給令は八月十九日の官報を

以て發表せられた、今左に其主なるものを挙げよう。

陸軍の部(相當官を含む)

	新	舊
大 將	七、五〇〇	七、五〇〇
中 將	六、五〇〇	五、〇〇〇
少 將	五、六〇〇	三、九〇〇
大 佐	四、六〇〇	二、九四〇
中 佐	三、六〇〇	二、一九六
少 佐	二、六〇〇	二、五四八
大 尉	二、一〇〇	一、二六〇
中 尉	一、八〇〇	一、〇八〇
少 尉	一、六〇〇	九〇〇
同 三等	一、二〇〇	六八四
同 二等	一、〇二〇	五五二
少 尉	八五〇	四八〇

准尉樂長准士官まで總て二倍又は二倍強となり朝鮮臺灣支那青島等の各駐屯軍も夫々割増が多くなつた

海軍の部

	新	舊
大 將	七、五〇〇	七、五〇〇
中 將	六、五〇〇	五、〇〇〇
少 將	五、六〇〇	四、一六一
大 佐	四、六〇〇	三、一四六
中 佐	三、六〇〇	二、三九四
少 佐	二、六〇〇	一、六四九
大尉一級	二、一〇〇	一、二一一
同 二級	一、八〇〇	一、〇九五

同 三級 一、六〇〇 五八五・五
 と言ふ風に中尉以下准士官迄約倍額に増俸さ
 る、事陸軍と略同一で恩給扶助料等も殆ど二
 倍となる勘定である因に此改正増額は八月分
 よりされる事又従來の割増手當が全廢さるゝ
 事は文官と同様である

陸軍の賞與

年末の陸軍賞與は次の如く決定せられ
 た、高等官十五割、准士官營外居住下士卒
 同相當官及判任官同待遇者二十割、營内居
 住下士卒十割、囑託雇員其他職工、傭人二十
 割(何れも本体に對して)の支給であるが
 之れを金額として左に其數種を昨年と比
 較して例證しよう。

	中將	大佐	大尉(一等)
去年	四九九・九九 ^円	二九四・〇〇〇 ^円	一三六・〇〇〇 ^円
本年	八四九・九九〇	五〇四・九九〇	二六二・五〇〇
	曹長(營外一) 等給	曹長(營内一) 等給	
去年	七二・〇〇〇 ^円	二九・七〇〇 ^円	
本年	一二六・〇〇〇	三九・〇〇〇	

尙憲兵隊員に於ては憲兵費の豫算上何
 うしても他兵科の者の賞與金額の半額程
 度より支給せられないそうである。

在郷將校の爲義濟會の 職業紹介

昨年来より今春へ掛けての物價騰貴に
 伴ひ在郷將校の恩給を唯一收入として生
 活を爲すものゝ中家族多きもの又其他種
 々の事情に依り困窮する者各地に亘り尠
 からずあるので六月上旬東京の偕行社は
 其一部事業として同社内に義濟會なるも
 のを設け全國各支部管内の聯隊と聯絡を
 取り職業の紹介を爲すことゝした。